

根室市新庁舎建設基本計画

**令和2年（2020年）11月
根室市**

はじめに

現在の根室市役所庁舎は、昭和 48 年（1973 年）に建てられたもので、建設からすでに 47 年以上が経過しており、平成 21 年（2009 年）に実施した耐震診断では、震度 6 強程度の地震により、倒壊する可能性が指摘されています。

近年、大規模な自然災害が続く中、東日本大震災や熊本地震では、多くの自治体で庁舎が被災し、復旧、復興活動や必要な行政サービスが提供できない状況となったことを受け、防災機能の面からも市町村庁舎の重要性が再認識されたところでもあります。

今後、高い確率で発生すると言われる千島海溝周辺の巨大地震に対する備えなど、地震対策が喫緊の課題となっている本市にとっては、庁舎の耐震化をはじめ、災害発生時にも業務を継続できる災害対応拠点施設としての機能強化が求められております。

また、安全面の危惧だけではなく、行政需要の多様化に伴う庁舎の狭隘化や、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化への対応の遅れ、老朽化に伴う維持管理費の増大なども大きな課題となっているところであります。

このような状況から、本市では、庁舎整備に関する市民アンケートや、市政モニター会議を実施するとともに、議会での議論を踏まえ、令和元年（2019 年）8 月に市役所庁舎を「災害対応拠点施設として建替え耐震化を図る」との方針を決定し、11 月に有識者と市民で構成する「根室市役所庁舎建替検討委員会」を設置するなど、その取り組みを本格化させ、令和 2 年（2020 年）3 月に「根室市役所庁舎建替基本構想」を策定しました。

本基本計画は、基本構想に掲げた基本理念・基本方針を踏まえて、新庁舎の具体的な機能や規模、目指す庁舎の在り方について整理し、今後の基本設計・実施設計に向けた基礎的な条件を示したものであります。

庁舎整備事業は数十年に一度の大型事業であり、次世代への責任も伴う大変大きな選択であります。今後も広くご意見をいただきながら、市民の安全・安心を確保するとともに、親しまれる庁舎となるよう、本基本計画の示す方向性に沿って検討を進めてまいります。

根室市長 石垣 雅敏

目次

第1章 基本計画について

1 基本計画策定にあたって	1
2 基本計画の位置づけ	3
3 関連計画との整合	4

第2章 現庁舎の現状と課題

1 現庁舎の概要	
1-1 現庁舎の配置状況	5
1-2 現庁舎の規模等概要	6
2 現庁舎の現状と課題	7

第3章 新庁舎の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本方針及び基本的な機能	9

第4章 新庁舎に必要な機能

1 市民の安全・安心を支える庁舎	
1-1 耐震性	10
1-2 災害対応機能	14
2 全ての人々が利用しやすく、親しまれ、開かれた庁舎	
2-1 窓口機能	18
2-2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能	21
2-3 市民機能	23
3 環境にやさしく経済的な庁舎	
3-1 環境負荷低減機能	27
3-2 経済性	29
4 機能性・耐久性に優れ、効率的で将来にわたり様々な需要に対応できる庁舎	
4-1 効率性・合理性	30
4-2 機能性・耐久性	33

第5章 新庁舎の施設計画

1 新庁舎の建設位置と規模	
1-1 新庁舎の建設位置	35
1-2 新庁舎の建設規模	36
2 配置計画	
2-1 新庁舎の配置検討	39
2-2 新庁舎の配置方針	41
2-3 新庁舎の駐車場計画	41
3 階層構成	
3-1 平常時の階構成	43
3-2 災害時の階構成	44
4 外構・景観計画	
4-1 外構計画	45
4-2 景観計画	45

第6章 新庁舎の事業計画

1 事業手法	46
2 概算事業費	46
3 財源計画	47
4 事業スケジュール	48

第1章 基本計画について

1 基本計画策定にあたって

新庁舎の整備にあたっては、耐震性の不足や施設の老朽化、狭隘化、またバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への対応の遅れなど現庁舎が抱える様々な課題を踏まえ、平成28年（2016年）10月に「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議」を立ち上げ、庁舎整備のあり方や耐震化の手法等について調査、検討を行ってきました。

その後、市民アンケートや市政モニター会議などの議論を考慮し、市役所庁舎を「災害対応拠点施設として建替え耐震化を図る」と決定し、令和2年（2020年）3月には、新庁舎の位置や規模、基本理念や新庁舎に求められる基本的な方針及び機能などを設定した「根室市役所庁舎建替基本構想」を策定しました。

本基本計画は、基本構想の考え方に基つき、新庁舎の機能や役割をより具体化するとともに、新庁舎建設にあたっての基本的な考え方を示すものであり、今後の基本設計や実施設計を進めるうえでの指針となるものです。

【根室市役所庁舎建替えに係る検討経過】

年 月	内 容
昭和48年 7月 (1973年)	根室市役所庁舎完成
平成21年 8月 (2009年)	根室市役所庁舎耐震診断を実施 ⇒震度6強程度の地震により倒壊する可能性が高いことが判明
平成28年11月 (2016年)	「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議（本部長：副市長）」を設置し、全庁的な検討を開始
平成30年 6月 (2018年)	根室市庁舎耐震化等庁内検討会議において「耐震補強及び大規模改修工事」「現庁舎の機能等を基本とした建替え」についての比較検討を開始
10月	庁舎整備に関する市民アンケートを実施 ⇒7割弱が現庁舎の整備手法を「建替え」と回答
令和元年 7月 (2019年)	市政モニター会議で「市役所庁舎の整備」をテーマに議論を開始
8月	根室市庁舎耐震化等庁内検討会議及び政策会議において、市役所庁舎を「災害対応拠点施設として建替え耐震化を図る」との方針を決定
10月	根室市役所庁舎建替基本構想の策定に着手
11月	市政モニター会議から庁舎整備に関する提言書が提出される
	「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議」を「根室市役所庁舎建替推進本部」と改め、庁内での検討が本格化 有識者と市民で構成する「根室市役所庁舎建替検討委員会」を設置 第1回庁舎建替検討委員会を開催（委員への委嘱状交付）
12月	「根室市役所庁舎建替推進本部」の下部組織として「根室市役所庁舎建替推進部会」及び3つのワーキンググループを設置

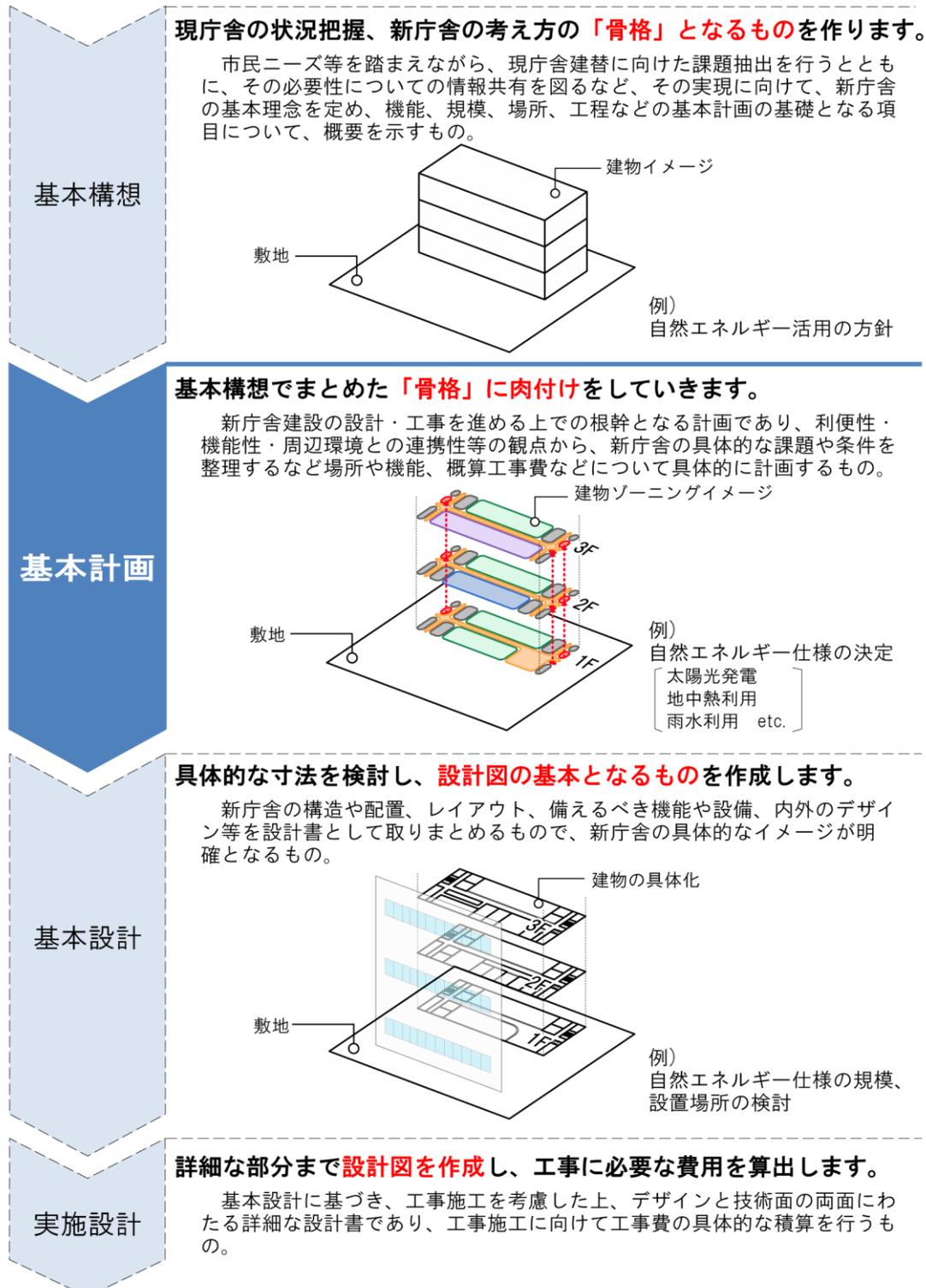
年 月	内 容
令和2年1月 (2020年)	第2回庁舎建替検討委員会を開催（根室市役所庁舎建替基本構想（素案）について協議）
2月	第3回庁舎建替検討委員会を開催（根室市役所庁舎建替基本構想（案）について協議） 根室市役所庁舎建替基本構想（案）のパブリックコメントを開始
3月	根室市役所庁舎建替基本構想（案）のパブリックコメントが終了 根室市役所庁舎建替基本構想を策定
5月	根室市新庁舎建設基本計画及び基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル ^{※1} を実施し、最優秀提案者を決定、根室市新庁舎建設基本計画の策定に着手
6月	第4回庁舎建替検討委員会を開催（新庁舎建設基本計画及び基本設計に係る公募型プロポーザルの選定結果及び最優秀提案の概要について説明）
7月	第5回庁舎建替検討委員会を開催（庁舎の建設位置等について協議）
8月	各ワーキンググループが新庁舎に必要な機能などを整理した報告書を作成 第6回庁舎建替検討委員会を開催（駐車場の配置計画等について協議）
10月	第7回庁舎建替検討委員会を開催（根室市新庁舎建設基本計画（素案）について協議） 根室市新庁舎建設基本計画（案）のパブリックコメントを開始
11月	根室市新庁舎建設基本計画（案）のパブリックコメントが終了 根室市新庁舎建設基本計画を策定

※1 プロポーザル：建築物などの設計者（会社）を選定する際に、設計対象に関する発想や企画の提案を求め、最も優れた創造性、技術力、経験などを持つ設計者（会社）を選ぶ方式。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した基本的な考え方に基づき、必要な機能整備の考え方、施設計画及び事業計画を整理し、基本設計・実施設計を行う際の基礎的な条件を示すものとして定めます。なお、根室市公共施設等総合管理計画に基づき作成する「個別施設計画」として位置づけます。

【基本計画の位置づけ】



3 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

第9期根室市総合計画（2015～2024年）

- ・まちの将来像と長期的なまちづくりの基本目標を掲げ、その実現に向けた幅広い分野の施策の基本的方向や体系を示し、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための市の最上位計画です。
- ・総合計画の重点プロジェクトの一つである「①住み続けられる「安心」と「支え合い」のまちづくりプロジェクト」のうち「5 市民の安全確保対策の強化」に掲げる市役所庁舎などの公共施設の耐震化を推進するための計画とします。

根室市地域防災計画

- ・災害対策基本法の規定に基づき、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、当市における防災の万全を期すことを目的とした計画です。
- ・地域防災計画で定めた根室市災害対策本部として災害情報の一元化、適切な体制づくりなどの災害対策本部機能の充実・強化を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進するため、災害時の拠点となる庁舎における耐震化等による高い安全性を確保するための計画とします。

根室市公共施設等総合管理計画

- ・中長期的な視点で、効果的・効率的に整備・管理運営を行うことで、市民が安心・安全で持続的に公共施設を利用できるよう、全ての公共施設等の現状を把握し、本市の公共施設のあり方について、将来を見据えた新しい時代のニーズに対応する、より最適な公共施設等の配置を目指していくための計画です。
- ・根室市公共施設等総合管理計画の目的に従って、長期的視点に立ちライフサイクルコスト^{※2}の縮減に向けた建物の長寿命化や継続的な保全管理に配慮した計画とします。

※2 ライフサイクルコスト：構造物などの企画、設計、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体するまでを建物の生涯として定義し、その全期間に要する費用（コスト）のこと。初期投資である建設費のイニシャルコストと維持管理経費などのランニングコストから構成される。

第2章 現庁舎の現状と課題

1 現庁舎の概要

1-1 現庁舎の配置状況

現庁舎は、JR根室駅の北約300m、国道44号に面した位置に立地しています。

敷地は一辺が約109mの正方形に近い形状で、敷地北側、東側、西側の地盤が一部低くなっています。また敷地周囲は国道44号から北に向けて下り勾配となっており、敷地境界には法面や擁壁による段差が生じています。

建物は、敷地の中央部に庁舎、敷地北側の庁舎から一段下がった部分には、物品庫が2棟と車庫兼書庫、さらに一段下がった敷地北西部には第2車庫が配置されています。

また、本庁舎の南側は来庁者用駐車場、地盤が一部低くなった部分のうち東側は職員用駐車場、西側・北側は公用車駐車場として使用しています。

【現庁舎の配置状況】

第1車庫兼書庫



物品庫①



第2車庫



物品庫②



庁舎



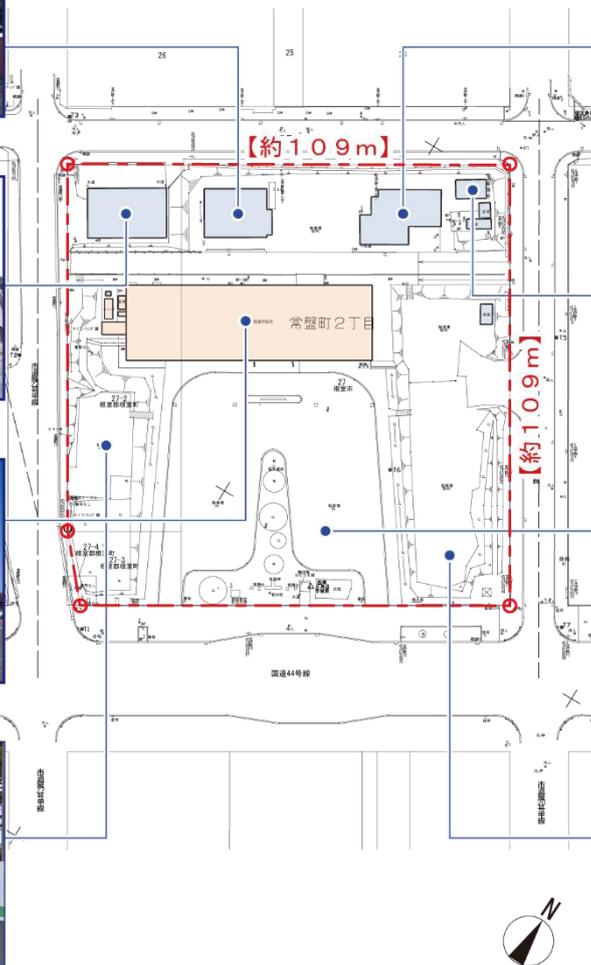
来庁者用駐車場



第1公用車駐車場



職員用駐車場



1-2 現庁舎の規模等概要

(1) 現庁舎概要

建 物	建築年	延床面積	建物構造
庁 舎	昭和 48 年 (1973 年)	4,912.44 m ²	鉄筋コンクリート造 地上 4 階、地下 1 階
物品庫①	昭和 48 年 (1973 年)	367.74 m ²	木造 地上 2 階
物品庫②	昭和 54 年 (1979 年)	32.40 m ²	木造 地上 1 階
第 1 車庫 兼 書 庫	昭和 51 年 (1976 年)	329.63 m ²	鉄骨造 地上 2 階
第 2 車庫	昭和 48 年 (1973 年)	228.00 m ²	鉄骨造 地上 1 階

(2) 駐車場概要

名 称	駐車台数	備 考
来庁者用駐車場	38 台	庁舎前庭
計	38 台	

名 称	駐車台数	備 考
第 1 車庫	8 台	
第 2 車庫	11 台	
第 1 公用車駐車場	18 台	庁舎西側
第 2 公用車駐車場	18 台	庁舎北側
第 3 公用車駐車場	8 台	庁舎東側 (重機用駐車場)
第 4 公用車駐車場	7 台	千島会館横
計	70 台	

名 称	駐車台数	備 考
職員用駐車場	約 70 台	庁舎東側 他
計	約 70 台	

2 現庁舎の現状と課題

基本構想で整理した現庁舎の現状と解決すべき課題は次のとおりです。

耐震性の不足

平成21年(2009年)に行った現庁舎の耐震診断において、耐震指標を示すIs値が、地階から3階まで、耐震性能があるとされるIs値0.6を大きく下回る結果となり、災害対応拠点施設として役割を果たすための耐震性が確保できていません。

災害対応機能の不足

停電時に業務を継続できるだけの十分な非常用発電設備が備わっていないことや、災害時用の備蓄資材の保管スペースの不足、さらにリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の活動場所がないなど、災害対応拠点施設としての機能が十分に備わっていません。

窓口機能の不足

現庁舎の1階窓口は正面玄関から左右に分かれて配置されており、関連する窓口が分散しているため移動距離の負担が大きいことや、案内表示がわかりにくく、目的の窓口がわからないなど、来庁者に不便をかけています。

相談スペースの不足

相談室が少なく、窓口で相談を行う場面が多くありますが、執務場所や待合場所と近く、仕切りが十分に整備されていないため、来庁者が相談しにくい環境にあります。

ホール機能の不足

1階のホールは、確定申告や選挙の期日前投票などによって市民が利用できない場合があるほか、ポスターやパンフレットが無造作に配置されているなど、市民の憩いの場や交流スペースとして十分に活用できていません。

会議室の不足

会議室が少ないうえに、選挙事務などの作業場所となることで、会議や打ち合わせでの利用が制限される場合があり、市民との打ち合わせを窓口や1階ホールで行わなければならない状況にあります。

駐車場の不足

来庁者用駐車場は駐車台数が少ないため、通路などに駐車をしている場面が見受けられ、また、障がい者等優先駐車場は、庁舎に近接していないため、車の乗降りや庁舎へ向かう動線など安全面に支障があります。

バリアフリー化への対応不足

庁舎内の通路幅が狭く、段差への配慮がなされていないこと、また、エレベーターが設置されていないことやトイレ(和式トイレ)の設備が古いなど、誰もが利用しやすい施設として、バリアフリー化への対応が遅れています。

市民が訪れる施設としての機能不足

市民も利用できる売店や食堂が地階にあるため、市民にわかりにくく利用しづらい状況となっており、まちや海、北方領土を望むことのできる展望室も老朽化等により、使用が制限されている状況となっています。

第3章 新庁舎の基本的な考え方

1 基本理念

現庁舎が抱える様々な課題や新庁舎に求められる機能、行政計画の位置づけ、社会経済情勢や周辺環境の変化など4つの視点から整理し、より効率的な行政運営を目指し、基本構想において新庁舎建設の基本理念を次のとおり定めました。

現庁舎の課題からの視点

耐震性の不足や災害発生時における災害対策本部機能の不足、老朽化に伴う設備や機能の不足など、現庁舎が有する課題を解決する庁舎

求められる機能などからの視点

災害対応拠点施設としての機能、駐車場の確保や窓口における市民の利便性の向上、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入など、市民アンケートや市政モニター会議から提案のあった必要な機能等に対応する庁舎

行政計画の位置づけからの視点

根室市総合計画の重点プロジェクトや根室市地域防災計画に位置付けられた、市民の安全を守る災害対応拠点施設としての安全性、信頼性の高い庁舎

社会経済情勢や周辺環境の変化からの視点

超巨大地震、人口減少や環境問題のほか、情報通信技術（ICT）の進展や持続可能な開発目標（SDGs）など、様々な環境変化に対応する庁舎

《 新庁舎建設の基本理念 》

-世代を越えて 安全と安心を未来へ-

子どもからお年寄りまで、安全で安心して暮らせるまちの拠り所として
 これまでの歴史的な背景や市民憲章に掲げる誓いを継承しつつ
 将来にわたり根室の災害対応及び行政活動に係る拠点施設となる庁舎を目指します。

2 基本方針及び基本的な機能

基本理念の実現に向け、より具体的な方向性を示すものとして、基本構想において4つの基本方針を定めるとともに、新庁舎に必要な基本的な機能を次のとおり整理しました。

基本方針	基本的な機能	内 容
方針 1 市民の安全・安心を支える庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性 ○ 災害対応機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安全を守る災害対応拠点施設として巨大地震から市民や職員を守り、安心して利用できる耐震性の高い庁舎。 ・災害発生時における対策本部や復旧活動等の拠点施設として市民の生活を守り、迅速な対応を行うことができる庁舎。
方針 2 全ての人が利用しやすく、親しまれ、開かれた庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口機能 ○ バリアフリー ユニバーサルデザイン機能 ○ 市民機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が多い窓口の低層階への配置や関連する窓口の集約など、市民の利便性を高めた分かりやすい庁舎。 ・プライバシーに配慮した相談しやすい窓口環境を整備した庁舎。 ・高齢者、障がいのある方、車いすを利用する方や子ども連れの方など、多くの市民が利用しやすいユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を取り入れた庁舎。 ・市民が気軽に足を運び様々な情報交換や交流ができる庁舎。 ・議会を傍聴しやすい環境の整備など、市民の視点に立って親しまれる開かれた庁舎。
方針 3 環境にやさしく、経済的な庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷低減機能 ○ 経済性 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明や空調、冷暖房設備における省エネルギー化や自然エネルギーの活用など環境負荷の低減に寄与する庁舎。 ・利便性や将来的な経費等を踏まえた、経済的な庁舎。
方針 4 機能性・耐久性に優れ効率的で将来にわたり様々な需要に対応できる庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率性・合理性 ○ 機能性・耐久性 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化、行政需要の多様化及び情報化の進展等、様々な需要に対応できる庁舎。 ・平常時と災害時に使い分けた利用ができる機能的で効率的な耐久寿命の高い庁舎。

第4章 新庁舎に必要な機能

1 市民の安全・安心を支える庁舎

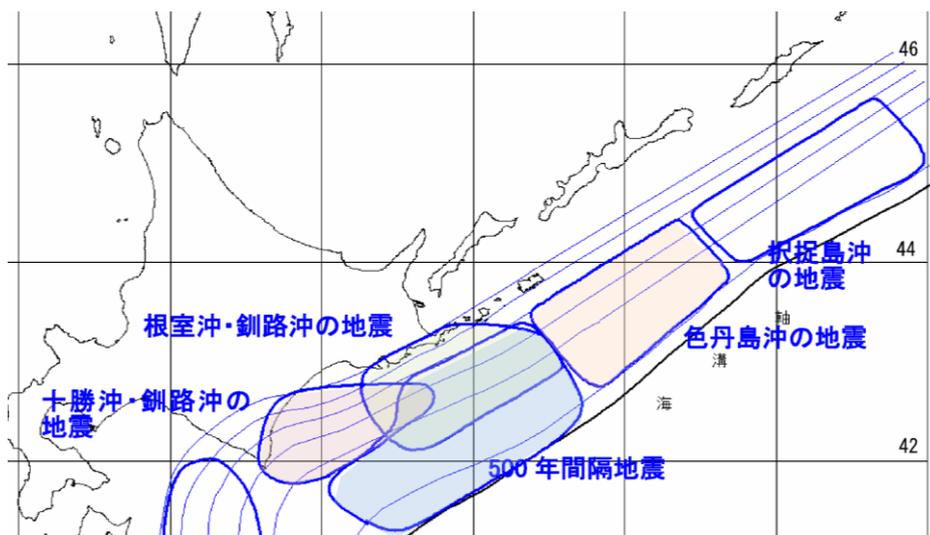
大規模災害時でも、災害対応拠点施設として機能できるような耐震性を確保するとともに、継続して行政サービスを提供できるよう施設・機能を整備することで「市民の安全・安心を支える庁舎」を目指します。

1-1 耐震性

根室付近では断層領域が下図のような3領域となっており、それぞれの領域で発生する地震や連動地震としての500年間隔地震（千島海溝周辺海溝型地震）が想定されています。

新庁舎の耐震設計にあたっては、上記の地震が起こった場合の想定地震動を作成し、それを用いた構造検証を行うことで、災害対応拠点施設として災害発生後でも業務が継続できるよう十分な耐震性を確保します。

【断層領域の模式図】



(1) 耐震安全性の確保

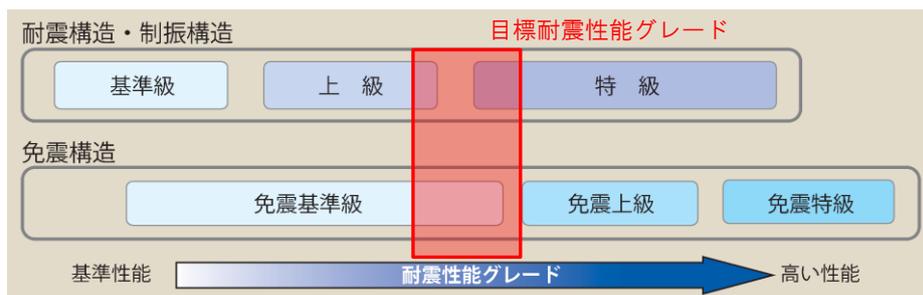
新庁舎の耐震安全性は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づいて設定します。

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（耐震安全性の目標一覧）】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は 1.5)
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は 1.25)
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。(重要度係数は 1.0)
建 築 非 構 造 部 材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建 築 設 備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

- ・新庁舎は、災害対応拠点施設であることから、構造体「I類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。
- ・事業継続の観点から、1次設計段階において「極めて稀に発生する地震」でも損傷を最小限にする許容応力度設計に取り組むとともに、2次設計においても「官庁施設の耐震計画基準」にて示されている耐震安全性が最も高い重要度係数 1.5（建築基準法で求められる耐震性能の 1.5 倍）とし、災害対応拠点施設としてふさわしい耐震性を高めた構造とします。
- ・耐震性能の目標については下表のとおりとし、震度 6 強～7 程度に耐えうる耐震性能を目指します。

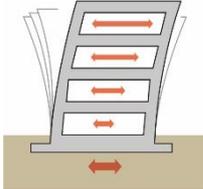
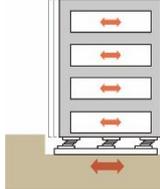
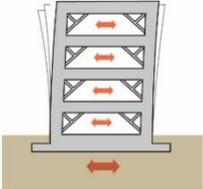
【耐震性能グレード】：日本建築構造技術者性能設計（耐震性能編）より抜粋



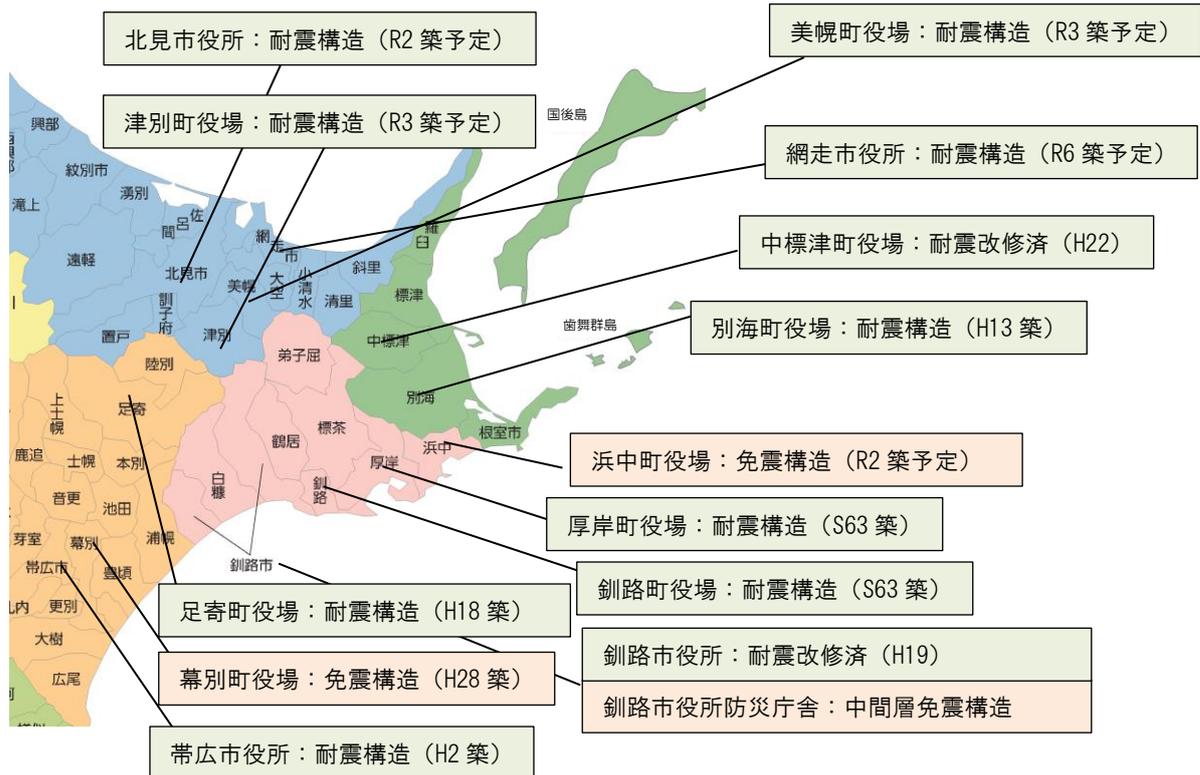
(2) 構造方式

新庁舎における構造方式として、「耐震構造」、「免震構造」、「制震構造」のそれぞれについて、以下に示す表に基づいて比較しました。新庁舎は、地上4階建ての低層建築物に分類され、制震構造を採用した場合は、有効に機能させることが難しいことから、「耐震構造」あるいは「免震構造」を採用することが望ましいです。これらの構造方式のいずれかを選定する場合、建築物に要求される機能や特殊性、建設地の地盤形状・特性、さらには地盤形状に起因する建設コストの違いを考慮する必要があります。

【構造方式の比較】

構造形式	耐震構造	免震構造	制震構造
概要	構造体を堅固にすることで、地震力に耐える安全性を確保する	積層ゴムなどを用いて建物と地面とを絶縁します。絶縁することにより、構造躯体の損傷を免れる	建物内部に取り付けたダンパーによって建物の揺れを抑制する
概要図			
ゆれ方	<ul style="list-style-type: none"> ・三つの中では一番大きく揺れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造や制震構造と比べると建物内にいる人の揺れの感じ方は一番小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンパーを取り付けることにより、建物のゆれが耐震構造よりも少ない
二次部材の損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の対策として家具の転倒防止をはじめ壁や天井及び設備なども耐震基準に則り設計する必要がある ・重要設備に免震床等の個別対応が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒の可能性は低く、また天井等についても特別な配慮は不要 ・設備配管のフレキシブルジョイントが必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の対策として家具の転倒防止をはじめ壁や天井及び設備なども耐震基準に則り設計する必要がある ・重要設備に免震床等の個別対応が必要となる
施工性 その他実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・最も一般的な施工方法であり、施工が簡易で工期も短くできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下部に免震層を設ける必要があり、地下階をすべて免震層にするため、躯体量が増加し掘削量が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の建物だと効果が薄くなる ・庁舎での採用事例はほとんどない
工期	±0 か月 (基準)	+2~3 か月	+0.5~1 か月
イニシャルコスト	1.0 (基準)	1.3: 免震層及び免震装置による増額	1.05: 制震部材の追加による増額
メンテナンスコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時点検費用はかからない ・地震時にタイルや外壁等が損傷した場合は補修する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なメンテナンス費用が発生する ・地震時に取り合い部で損傷があった場合には費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なメンテナンスが必要となる ・部分的に損傷するため、補修費用がかかる

【庁舎事例（道東地方の庁舎について）】



当市の市立根室病院では、災害時においても市民に医療を継続的に提供する必要があることから、免震構造を採用しています。また、近隣自治体では周辺に災害時の避難所が少ないため、庁舎を避難所として位置付ける必要があることから、免震構造を採用した事例がありますが、その他の道東地方の自治体庁舎をみると、耐震構造を採用した事例が多いです。

新庁舎の構造方式は、免震構造を採用するような特殊性がないこと、2016年熊本地震において新耐震基準^{注1}で設計された耐震構造の建物への被害が軽微であったこと、新庁舎における建設地の地盤が比較的強固であり、地震による揺れの緩和が期待できることを考慮し、建設コストの合理性を加味できる『耐震構造』を採用します。

また、サーバー室など重要設備には部分的に免震床を設置し、地震後も継続した行政サービスの提供を目指します。

注1：建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年（1981年）6月1日以降の建築確認において適用されている基準のこと。

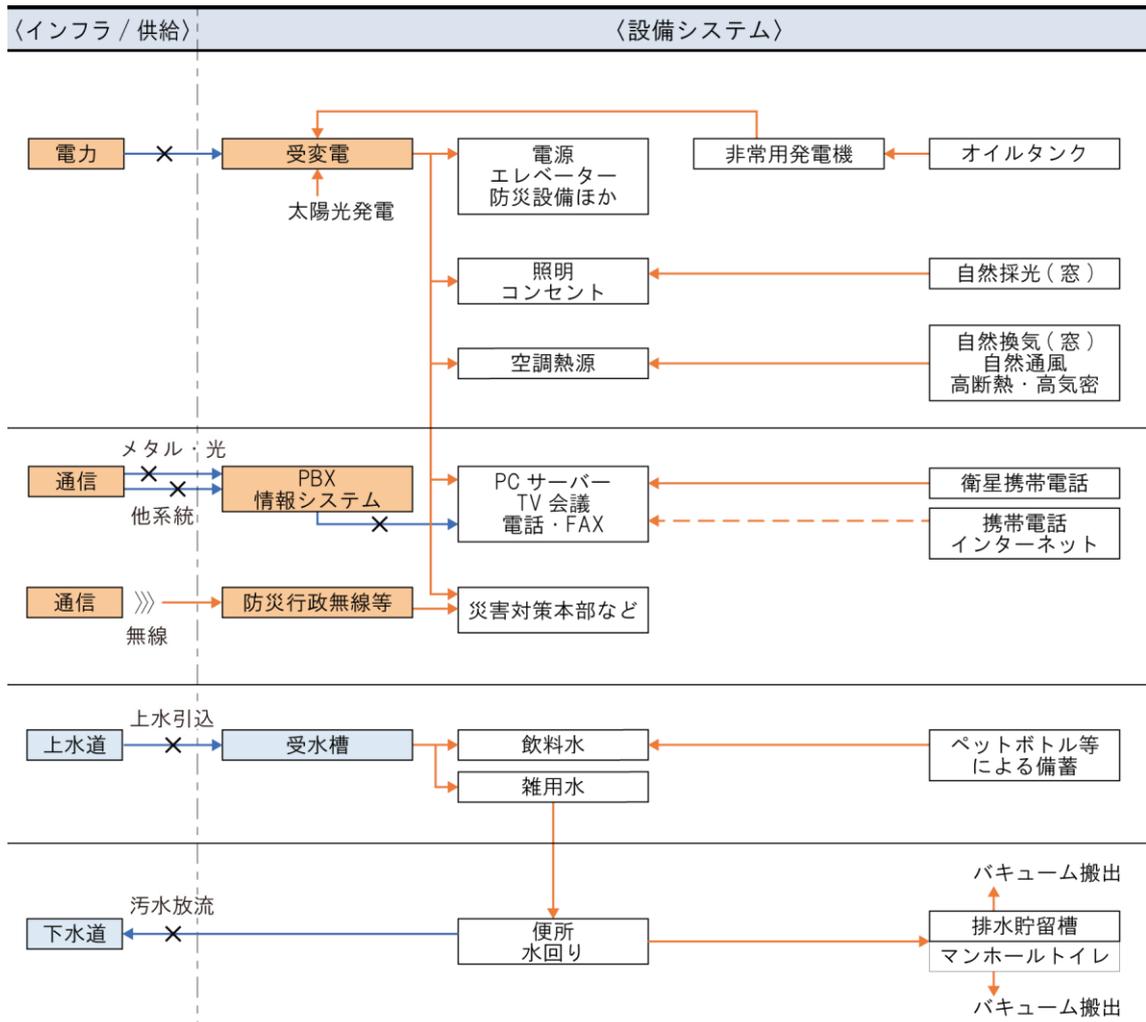
1-2 災害対応機能

市役所は、災害対応拠点施設であり、大規模な災害が発生した際には、災害対応、復旧作業の中心的役割を担うことから、継続して業務を行うことのできる体制を確保するとともに、災害対策本部としての機能強化を図ります。

(1) 災害時における業務継続機能

- ・災害発生時には来庁者や職員の安全を確保したうえで、災害対策本部などを速やかに設置し、迅速な応急活動体制を確立します。
- ・地震の発生に対しても、庁舎の被害を最小限に抑える耐震性能を備え、天井の落下や什器等の転倒防止対策を講じるなど、非構造部材等による被害が発生しないよう万全な対策を行います。
- ・長時間の停電に備え、必要最低限の窓口業務を継続できる非常用電源を整備し、72時間の連続運転が可能となる燃料を備蓄するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・災害時の公衆通信網の途絶に備え、通信回線の多重化などの対策を検討します。
- ・非常時の断水に備え、飲料水の備蓄や受水槽の設置など非常用の飲料水を確保できる機能について検討します。
- ・下水管の破断に備え、非常用の排水貯留槽やマンホールトイレの設置について検討します。

【インフライメージ】



(2) 災害対策本部機能

- ・災害対策本部員が会議を行う部屋は、市長室・副市長室や災害対策本部の事務局となる防災担当部署と同一フロアに設置するなど、連携が図りやすい配置とし、様々な情報を可視化する大型モニターや通信機器を配備するなど、災害情報の一元化・共有化を図り、的確で迅速な対応を行える機能等の配備を検討します。
- ・防災担当部署の近くには、災害に関する情報等の収集及び受理、市民への情報伝達を迅速に行うため防災行政無線などの防災関連機器を配備します。
- ・災害発生時に防災関係機関が派遣するリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の活動場所や待機スペースを確保するなど、災害対策本部との情報共有を図り、連携した災害対応活動を行うことができる機能等について検討します。
- ・災害が長期化した場合における災害対応職員等の泊まり込みスペース及び防災関係機関から派遣されたりエゾン等の休憩スペースの確保について検討します。
- ・災害の規模等に応じて、災害対策本部機能の拡張を想定したフレキシブルな対応ができる手法について検討します。

【災害対策本部】

災害対策本部は、市域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市長が各部局の職員等を総括し、災害予防及び災害対応活動の実施を強力に推進するため、災害対策基本法に基づき設置するもの。



災害対策本部の事例（長浜市）



災害対策本部の事例（土浦市）

(3) 駐車場及び活動スペース

- ・災害発生時には、防災関係機関や報道機関が災害対策本部のある庁舎へ集まることが想定され、さらに災害対応を行う関係職員が参集することから、関係車両等の駐車スペースを確保します。
- ・災害復旧作業等に必要な緊急車両が迅速に出動できる駐車スペースの配置、動線を計画します。
- ・災害対応にあたる関係車両が参集される場合においても、市民が安全に駐車できるスペースや、安心して庁舎を利用できる動線を計画します。



災害時に参集した災害対策車両の事例(国土交通省) 自衛隊車両の待機場所の事例(あそ望の郷くぎの)

(4) 備蓄機能

- ・現庁舎の地階スペースに災害発生時用の備蓄倉庫を設置します。
- ・備蓄倉庫には、災害対応職員や一時避難者等へ供給する非常食や寝具、生活用品等を保管するほか、発電機、投光器など業務を継続させるための資機材の備蓄について検討します。また、災害時のリスク分散として、市内の避難所用の備蓄資機材の確保について検討します。



備蓄倉庫の事例(印南町)



備蓄物資の事例(鎌ヶ谷市)

(5) 災害時における市民受入機能

- ・市民や観光客等が一時的に市役所庁舎へ避難する場合が想定されることから、災害対応に支障のない範囲で会議室等を開放し、一時避難できるスペースを確保します。
- ・大規模災害時には、エントランスや待合スペースを開放し、デジタルサイネージ（電子掲示板）等を活用した災害情報の発信を行います。
- ・大規模停電時には情報入手ツールとして有効な携帯電話やスマートフォン等、情報端末の充電コーナーを設けます。



デジタルサイネージによる災害情報の事例
(総務省)



情報端末の充電コーナーの事例 (根室市)

2 全ての人が利用しやすく、親しまれ、開かれた庁舎

市民の利便性を考慮しながらも、誰もが利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザイン※3に配慮し、多くの方が気軽に訪れ、快適に過ごすことのできる開かれた空間づくりに取り組むなど「全ての人が利用しやすく、親しまれ、開かれた庁舎」を目指します。

2-1 窓口機能

市民の利便性に配慮し、窓口業務を行う関連部署をワンフロアに集約するとともに、プライバシーの保護に配慮した窓口や相談スペースを整備し、わかりやすくスムーズな動線を確認するなど、来庁者が円滑に手続きを行うことのできるよう窓口機能の充実に努めます。

(1) 窓口サービス機能

窓口サービスの形態については、来庁者の手続きに関わる負担を軽減するため、「ワンフロアサービス」と「ワンストップサービス」の2つを検討しました。

どちらのサービス形態にもメリット、デメリットがあることから、他市町村の導入状況を参考にしながら、総合的に判断した結果、1階に市民利用の多い窓口を集約するとともに、関連部署を近接させるなど、配置を工夫しながら、「ワンフロアサービス」を基本としつつ、身体状況等により移動が困難な方の受付や、複数の窓口にまたがる手続き業務については、「ワンストップサービス」での対応についても検討し、両方の利点を活かした来庁者が利用しやすい窓口サービスを目指します。

【窓口サービス形態の比較】

項目	ワンフロアサービス	ワンストップサービス
概要	<p>担当部署ごとに窓口は分かれるが、市民利用の多い申請や届出、証明書発行などの窓口をワンフロアに集約して配置する。</p> <p>ワンフロアサービス (関係課統合方式)</p>	<p>住民票、戸籍、年金、保険、福祉関係などさまざまな手続きを一カ所で済ませることができる総合窓口を配置する。</p> <p>ワンストップサービス (後方職員ローテーション方式)</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する窓口を集約配置することで、手続きにかかる移動距離が短い。 ・対応窓口が明確で、専門的な対応が可能。 ・空いている窓口から手続きを済ますことで、効率良く手続きができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の手続きなどが一カ所で済むため、来庁者の移動がない。 ・手続きを行う窓口が決まっているため、窓口を探す手間がなく、わかりやすい。 ・証明書発行などの事務に適している。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きごとに窓口を移動しなければならない。 ・わかりやすい窓口の案内表示が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者が集中した場合、短時間で済む手続きと時間がかかる手続きが混在するため待ち時間が長くなる。 ・専門的な制度説明や相談が伴う場合は、担当窓口への移動が必要。

※3 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無・性別・国籍などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指したデザインのこと。

- ・車いすの方も利用しやすいローカウンターや簡単な手続きにも有効なハイカウンターなど、様々な形のカウンターを適切に配置します。
- ・飛沫防止パネルを設置するなど、感染症予防対策について検討します。



ハイカウンターとローカウンター事例
(茅ヶ崎市)



飛沫防止パネルの事例(根室市)

(2) 待合環境

- ・待合スペースは、車いすやベビーカーなどの通行に支障がなく、利用しやすい適切な広さと十分な通路幅を確保するとともに見通しの良い空間構成とします。
- ・窓口の混雑時でもスムーズな手続きができるよう整理番号発券機の設置について検討します。



待合スペースの事例(四万十市)



整理番号発券機の事例(北広島市)

(3) 案内機能

- ・来庁者がスムーズに手続きができるように、要件に応じて担当部署などを案内する総合案内窓口の設置やコンシェルジュ（案内係）の配置について検討します。
- ・来庁者が迷わずに目的の場所まで行けるように、表示位置や大きさ、配色などに配慮した分かりやすい案内サインについて検討します。
- ・来庁者が目的の窓口を見つけやすいよう部署ごとに色分けを行うなど、わかりやすい窓口配置について検討します。



総合案内窓口の事例(茅ヶ崎市)



分かりやすい窓口の事例(岩内町)

(4) プライバシーに配慮した窓口

- ・各種手続きや相談の際のプライバシーに配慮し、カウンターに仕切りパネルを設置するとともに、背パネルやパーティションを使った簡易的な相談ブースを適切に配置します。
- ・来庁者が周りを気にせず安心して相談ができるよう個室の相談室を設け、執務室を横切らない動線を検討します。
- ・窓口のレイアウトは来庁者から一定の距離を確保するとともに、机上や端末が見えないように工夫します。
- ・保健相談や生活保護、DV被害など、デリケートな相談については、担当の窓口に行くことなく、特定の相談室から担当職員を呼び出せる仕組みについて検討します。
- ・相談室でも基幹端末等を使った迅速な対応を行うため、相談室へのLAN環境の整備について検討します。
- ・待合スペースに設置するベンチはプライバシーに配慮し、窓口に対面しないような配置を検討します。



背パネルのある窓口カウンターの事例(藤沢市)



相談ブースの事例(横浜市保土ヶ谷区)

2-2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能

市役所は、高齢者、障がいのある方、子ども連れの方、外国人など、様々な方が訪れる場所であることから、あらゆる人にとってわかりやすく、利用しやすい施設を目指し、新庁舎はバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したつくりとします。



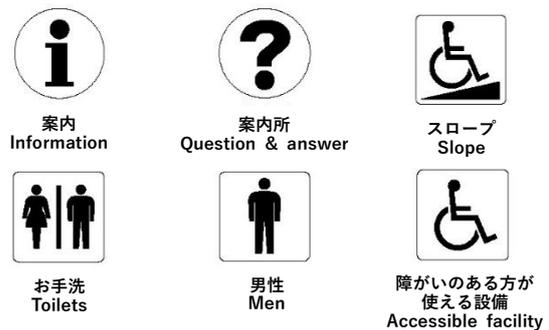
ユニバーサルデザインの実現を目指した人にやさしい官庁施設の整備(国土交通省)

(1) サインや誘導案内の工夫

- ・表示位置や多言語標記、文字のサイズ、色の使い方に配慮するとともに、ピクトグラム^{※4}を使用するなど、誰もが見やすく、わかりやすい案内サインを設置します。
- ・触知案内図^{※5}や音声案内のほか、デジタルサイネージの文字放送や避難誘導灯（フラッシュライト等）など、視覚や聴覚に障がいのある方にも分かりやすい誘導案内、情報伝達について検討します。
- ・視覚に障がいのある方のために分かりやすく、歩きやすい点字誘導ブロックを設置します。



歩きやすい点字誘導ブロックの事例(岩内町)



案内サイン(ピクトグラム)の事例(国土交通省)

※4 ピクトグラム：絵文字や絵単語とも言われる視覚記号の1つ。文字ではなく視覚的な図で表現する、誰にでも伝わりやすい案内サイン。
 ※5 触知案内図：視覚障がいのある方が触ってわかるように凹凸をつけて示した案内図。

(2) 移動空間の配慮

- ・来庁者駐車場は、余裕をもって駐車できるスペースを確保し、障がい者等優先駐車場を庁舎入口近くに設置するほか、雨に濡れずに建物内へ入れるよう優先駐車場から庁舎入口に至る通路部分に庇を設けます。
- ・来庁者駐車場には、視察などで訪れる大型バス等を想定し、大型車両専用の駐車スペースについて検討します。
- ・庁舎入口近くに適切な台数分の駐輪スペースを設けます。
- ・来庁者が安全に移動できるように敷地内及び建物内は、段差のない動線を確保し、同一フロア各窓口への移動及び上下階への移動についても、来庁者に配慮した動線を計画します。
- ・エレベーターの設置にあたっては、ユニバーサルデザイン対応とし、押しボタンを大きく、見やすくするなどの配慮を行います。
- ・主要な通路は車いすやベビーカーなどが安心して通れる通路幅を確保し、床仕上材は、維持管理にも配慮しつつ滑りにくい仕様で安全な材料を使用します。
- ・階段は上り下りのエリアを明確にするとともに、緩い勾配とし、手すりを設けます。



庇を設置した優先駐車場の事例(岩内町)



ユニバーサルデザイン対応
エレベーターのイメージ

(3) 快適で利用しやすい環境

- ・トイレは、誰もが安心して利用できるように計画し、車いすを利用する方やオストメイト※6の方などに対応した多目的トイレを設置します。
- ・子ども連れの来庁者のために、おむつ替えや着替えなどを行うためのスペースの確保や、キッズコーナー、授乳室の設置について検討します。



多目的トイレの事例(呉市)



キッズコーナーの事例(岩内町)

※6 オストメイト：病気や障がいなどが原因で、腹壁に造られた人工肛門や人工膀胱の保有者。

2-3 市民機能

市民が気軽に庁舎を訪れ、交流や情報交換などができるよう、市民交流スペースや情報発信スペースを整備するとともに、利便機能を確保するなど、来庁者の利便性の向上を図ります。

(1) 市民交流機能

- ・ エントランス付近には、多目的に活用できるスペースとして「(仮称) ネムロふるさとギャラリー」を設けます。
- ・ 「(仮称) ネムロふるさとギャラリー」は、市民が休憩や談話できる開放的なスペースにするとともに、確定申告や選挙の期日前投票のほか、検診などの保健サービスを提供する場としての活用を検討します。
- ・ 北方領土や知床連山などを望みながら、飲食ができる展望スペースとして最上階に「(仮称) 市民交流サロン」の設置を検討します。
- ・ 「(仮称) ネムロふるさとギャラリー」、「(仮称) 市民交流サロン」は、休日や時間外も利用できるようにセキュリティラインを設け、市民への開放について検討します。
- ・ 市民活動の場として市民が利用出来るよう、会議室等の運用方法を検討します。
- ・ 市民が気軽に芸術作品等に触れることのできる場の創出について検討します。



市民交流スペースの事例(武雄市)



「(仮称) ネムロふるさとギャラリー」のイメージ

(2) 情報発信機能

- ・ 「(仮称) ネムロふるさとギャラリー」の一部に、情報発信スペースを設置します。
- ・ 情報発信スペースにはポスターの掲示スペースや、パンフレットの配置スペースを確保するとともに、デジタルサイネージ(電子掲示板)などにより、市政情報や防災情報に加え、歴史や文化、芸術やスポーツ、観光やイベントなど各種情報を提供できるように検討します。



情報発信コーナーの事例(甲府市)



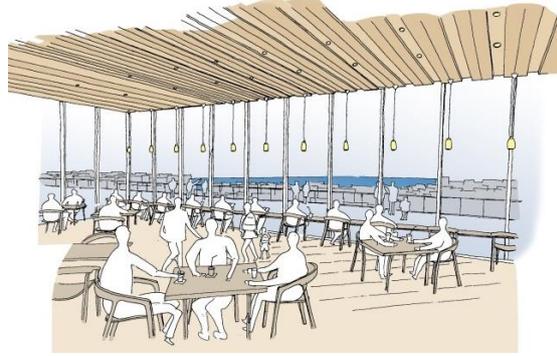
デジタルサイネージによる情報発信の事例
(北広島市)

(3) 市民利便機能

- ・ 食堂や売店は職員だけではなく誰もが気軽に利用できるように計画します。
- ・ 来庁者の利便性向上を図るため、自動販売機コーナーや公衆無線LANの設置について検討します。
- ・ 指定金融機関等のATMコーナーを設置するとともに、派出窓口の設置について検討します。



飲食が可能な展望スペースの事例(北広島市)



「(仮称) 市民交流サロン」のイメージ

(4) 議会機能

■開かれた議会

- ・議会機能については、市の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営や「市民に開かれた議会」に対応できるよう整備します。
- ・市民が気軽に傍聴できるよう、議場までの動線は短く分かりやすいものを検討します。
- ・開かれた議会を目指し、市民交流スペースなどでの議会中継を検討します。

■議会フロア

- ・議会施設は1つのフロアに集約し、新庁舎の上層階に配置します。
- ・議場や委員会室などの議会関連諸室の動線に配慮するとともに、セキュリティ機能を整備します。

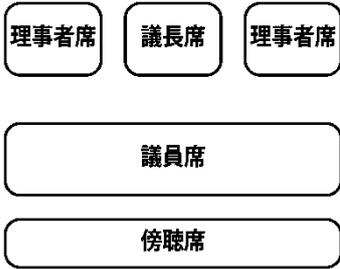
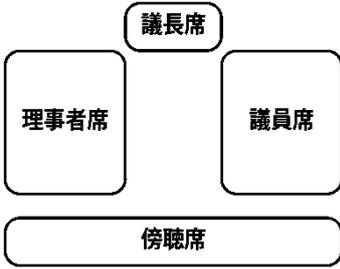
■議場

- ・議場のレイアウトは、直列配置型を採用し、格式を保ちつつもシンプルな構造とします。
- ・議場の床形状は、基本的にはフラット方式としながら、傍聴席や議長席に段差を設けるなど視認性を確保するとともに、バリアフリーに配慮したものとします。
- ・将来の議席数の変動にも対応できる設備とします。
- ・傍聴席は、聴覚に障がいのある方などにも配慮した設備について検討します。
- ・議場には傍聴者、議員、理事者、それぞれ別の出入口を設置します。
- ・利用目的に応じ、適切な音響設備、映像設備、情報設備の整備を検討します。

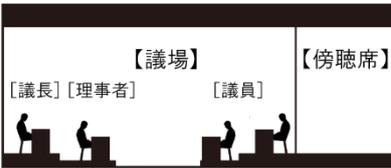
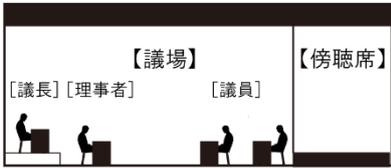
■議会関連諸室

- ・議会関連諸室は、正副議長室、議員控室、応接室、委員会室、議会図書室、議会事務局など必要な規模や機能を整備します。
- ・各諸室は必要に応じ、防音対策、プライバシーの確保などに配慮したものとします。
- ・議員控室は、将来の必要面積の変動にも対応できるよう可動間仕切りを設置します。
- ・応接室は正副議長室と分離させ、独立した使いやすいものとなるよう検討します。
- ・委員会室は、必要な室数を確保するとともに、一体的に利用できるよう、可動間仕切りで区分できる構造とします。
- ・議会図書室は、わかりやすい配置に努め、開放的で誰もが利用しやすい空間となるように検討します。
- ・議会事務局は、来庁者への対応や議員、職員の打ち合わせにも利用できるスペースを確保します。

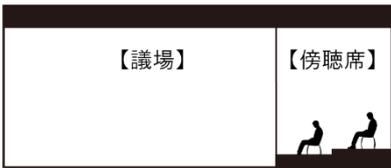
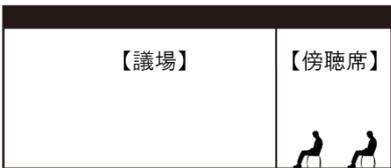
【議場のレイアウト】

項目	直列配置型（従来型）	対面配置型（英国型）
モデル図		
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・正面に議長席及び理事者席が議長席を挟んで両側に配置される。 ・傍聴席は議員席の背後に配置される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場の中心に向かう4方向にそれぞれ議長席、議員席、理事者席、傍聴席を配置する。 ・議員席と傍聴席が前後に重ならず議員席及び理事者席双方の様子を伺うことができる。

【議場の床形状】

項目	段床形式（ひな壇）	フラット形式（平土間）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・議場内の床に段差を設ける形式。 ・議員側、理事者側双方からお互いが見えやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場内の床をフラットにする形式。 ・同じ高さとなるため、段床形式に比べ、議員側と理事者側の双方が見えにくい。
モデル図		
バリアフリー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの利用者は平坦部の席、または段床の高低差を小さくしてスロープを設置するなどの対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床がフラットのため対応しやすい。
多目的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・段床となっているため、議会以外の利用は限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可動式の什器であれば、議会以外の利用が可能であるが、その際は什器を収納するスペースが必要となる場合がある。

【傍聴席の床形状】

項目	傍聴席段床形式	傍聴席フラット形式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席に段差がある形式。 ・各傍聴席からの視認性が確保しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席に段差がない形式。 ・各傍聴席からの視認性が確保しにくい。
モデル図		

3 環境にやさしく経済的な庁舎

環境への負荷を低減するため、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つにもなっている再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを強化し、省エネルギーや省資源化を推進するとともに、事業費をはじめライフサイクルコストの縮減を図ることで、「環境にやさしく経済的な庁舎」を目指します。

3-1 環境負荷低減機能

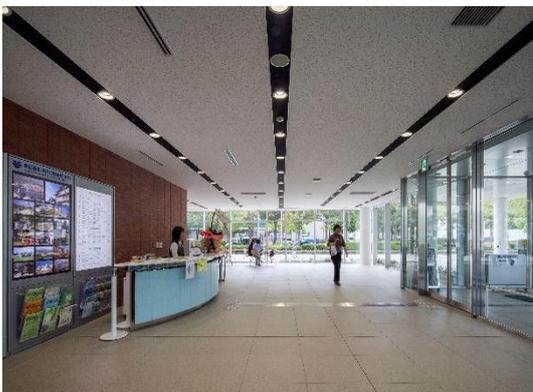
自然エネルギーの活用や照明、空調、冷暖房設備等における省エネルギー化に取り組むなど、環境負荷低減に努めます。

【環境に配慮した庁舎のイメージ(国土交通省)】



(1) 自然エネルギーの有効活用

- ・屋上や壁面等に太陽光発電パネルを設置するなど、効率の良い再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・効率の良い自然換気や自然採光の取り入れに配慮し、できる限りエネルギー負荷を抑える工夫を行います。



自然採光を取り入れた庁舎の事例
(東広島市)



壁面に設置された太陽光発電パネルの事例
(江別市)

(2) 省エネルギー化の推進

- ・照明は、LED照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムの採用を検討するとともに、冷暖房設備についても、省エネ効果の高い設備を導入します。
- ・空調への負荷を低減するため、断熱効果に優れた工法や高性能断熱材、高性能ガラスの使用など、断熱性能を向上させる手法を検討します。
- ・高効率給湯器や節水型トイレなど、温室効果ガスの排出量を抑制する低炭素型の製品を積極的に採用します。
- ・快適な温度維持のため、風除室の二重化を行うほか、西側からの日射抑制対策について検討します。

(3) エコマテリアル・木材の利用

- ・内装などに利用する材料は、エコマテリアル^{※7}の使用を検討します。
- ・温かみのある空間を創出するため、一部内装への道産木材の利用について検討します。



道産木材を利用した執務空間の事例(足寄町)



地場産木材を利用したロビーチェアの事例(阿南市)

※7 エコマテリアル：Environmental Conscious Materials（環境を意識した材料）から生まれた造語で、優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクル・廃棄ができ、人に優しい材料（及び材料技術）のこと。

3-2 経済性

導入する資材、製品について十分な比較検討を行うことにより事業費（イニシャルコスト）の縮減に努めるとともに、建物のライフサイクルにおいて大きな比重を占める維持管理費、修繕費などのランニングコストの抑制に努めます。

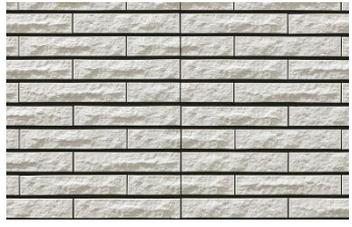
(1) 工事費の縮減

- ・ 既存庁舎の地階を残し、約 1,000 m²の倉庫、書庫、災害用備蓄倉庫などとして再利用することで、既存建物の有効活用を図るとともに、処分費を抑制し、工事費を縮減します。
- ・ 敷地の段差を利用することにより、建物部分の掘削土量を削減し、工事費を縮減します。

(2) ライフサイクルコストの縮減

- ・ 柱、梁、床などの構造体の高耐久化を図るとともに、屋上の防水や外壁などの修繕が容易に行えるよう配慮します。
- ・ 配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮して設置します。
- ・ 冷暖房、電気設備などのゾーニングや系統分けの細分化などにより、光熱水費の縮減を図るとともに執務形態の変更への対応や機器更新時のコスト面に配慮します。
- ・ 機器搬入路の確保などにより、設備機器等の更新が経済的かつ容易に行えるよう配慮します。
- ・ 内壁面は、汚れにくく清掃のしやすい材料を選定します。
- ・ 外壁面は、汚れの付着を軽減し根室市の気候風土を考慮した傷みにくい材料の採用を検討します。

【汚れを軽減できる外壁の事例】

親水性塗装	親水性タイル張	亜鉛アルミメッキ鋼板
<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水性が高く、雨水で汚れを洗い流す。 ・ 塗膜表面の静電気を低減させることにより、汚染物質の付着を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水性が高く、雨水で汚れを洗い流す。 ・ 紫外線により、タイル表面の活性酸素によって、油汚れを分解し、汚染物質の定着を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スチール鋼板系外壁材に比べ錆にくい。 ・ 金属のため、汚れが付きにくい。
		

4 機能性・耐久性に優れ、効率的で将来にわたり様々な需要に対応できる庁舎

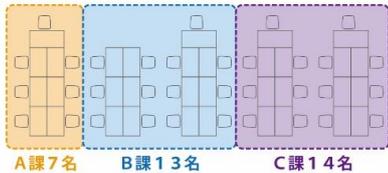
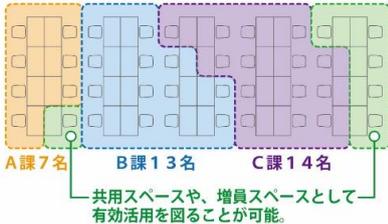
根室市人口ビジョンでは、40年後の2060年に人口が1万人を割り込むことが想定されており、人口減少をはじめとした様々な環境の変化に対応できるよう、将来性と柔軟性を兼ね備えた機能と空間の整備を図るとともに、建物の高耐久化を図ることで「機能性・耐久性に優れ、効率的で将来にわたり様々な需要に対応できる庁舎」を目指します。

4-1 効率性・合理性

執務環境やスペースを有効に活用するとともに、社会情勢の変化、行政需要の多様化及び情報化の進展等、様々な需要に柔軟に対応できる環境整備に努めます。

(1) ユニバーサルレイアウト

- ・ 執務室は、組織見直しなどに柔軟に対応するため、机のレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なユニバーサルレイアウトについて検討します。
- ・ 執務室内の書類保管量の削減に努めるなど、ユニバーサルレイアウトに対応し得る環境を整えるための事務改善に取り組みます。

【執務室内の机レイアウト】		
項目	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	 <p>A課7名 B課13名 C課14名</p>	 <p>A課7名 B課13名 C課14名 共用スペースや、増員スペースとして有効活用を図ることが可能。</p>
「島」構成	原則、課や担当ごとに「島」を構成。管理職の席が見通しの良い場所に置かれるケースが多い。	課や担当を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や担当が混在する場合がある。課や担当が複数の「島」にまたがり分散化することがある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や担当内のコミュニケーションが図りやすい。	課や担当内に加えて、課や担当を超えたコミュニケーションが図りやすい。

ユニバーサルレイアウトの採用により、建物の形状など条件によっては、執務スペースを10～20%程度削減する効果があるといわれ、最近の新庁舎建設で採用する自治体が増えています。

(2) 執務環境の向上・効率化

- ・部や課ごとに間仕切りするような執務室の個室化や細分化を原則行わず、見渡しの良いオープンなフロア構成とします。
- ・執務室は、適切な奥行きと空間を確保し、スペース効率の良い設計とします。
- ・執務室の周辺には、相談室や打ち合わせコーナーを適切に配置します。
- ・執務室には、コピー機、プリンターなどのOA機器を集約して配置します。
- ・書類等の削減による執務スペースの確保と文書管理の効率化による市民サービスの向上・充実を図るため、文書管理システムやファイリングシステムの導入を検討します。
- ・執務室は、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づき適切な環境を整備します。

(3) 会議室・書庫等の効率化

- ・会議室は、利用規模や用途に合わせて柔軟に空間スペースを変えることのできるよう、必要に応じ可動間仕切りなどを採用します。
- ・書庫や倉庫は、必要な面積を十分に検討し適切に配置します。
- ・書庫は、可動書架などスペース効率の良い設備を導入します。
- ・エレベーター、階段、トイレなどの設備的要素は、スペースを有効に活用するため、できるだけ効率よく配置します。



可動間仕切りを活用した会議室の事例(北広島市)



スペースを有効活用できる可動書架の事例(呉市)

(4) フレキシビリティ（柔軟性）の確保

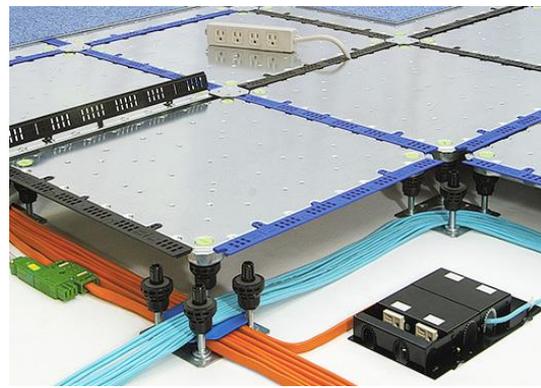
- ・人口減少や行政機能の変更など、将来の様々な変化にも対応可能な施設とするため、多目的利用を視野に入れた空間づくりやニーズの変化に柔軟に対応できる機能について検討します。
- ・改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、可動間仕切りの採用、床荷重や階高の余裕度設定などを検討します。
- ・機械室や電気室は、将来の機器変更の対応を考慮した計画とします。

(5) ICT（情報通信技術）化への対応

- ・市民サービスの向上や行政事務の効率化を目指し、ネットワーク環境の充実を図ります。
- ・執務室の床はOAフロア※8を採用し、OA機器や情報通信機器を機能的に配置できるよう、配線スペースを確保します。
- ・会議などで液晶ディスプレイやプロジェクターが容易に利用できるよう、会議室のICT化を検討します。
- ・窓口に行かなくても各種証明書等を発行できる自動交付機の設置や、コンビニ交付の導入について検討します。
- ・行政手続きの簡素化や省力化を図るため、自宅などからパソコンやスマートフォン、タブレット等を利用して手続きができるシステムの導入について検討します。
- ・AI（人工知能）等の新技術を活用した効果的、効率的な行政サービスの提供方法について検討します。



証明書自動交付機の事例(南砺市)



OAフロアのイメージ

(6) 感染症への対策

- ・窓口のほか、相談室や打ち合わせコーナーには飛沫防止パネルを設置するとともに、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保するなど適切な感染症対策を実施します。
- ・ビル管理法に基づく必要換気量を確保するための換気設備を設置するなど、適切な感染症対策を実施します。
- ・感染症の流行時等には、会議室等を利用した分散業務が行えるよう設備や機能について検討します。

※8 OAフロア：床を二重にすることで、床下に電源や通信用のケーブルなどを収納し、床上の机やOA機器などの配置に影響されずに配線することができる床構造のこと。

4-2 機能性・耐久性

平常時と災害時における庁舎機能の使い分けを想定するとともに、耐久性に優れた材料や構造を採用することで、庁舎の長寿命化を図ります。

(1) 災害時の多様な対応

- ・(仮称)ネムロふるさとギャラリーは、一時避難者の受入スペースとして活用するとともに、停電時における充電コーナーの設置や罹災証明の発行など災害時における臨時窓口として使用します。
- ・大会議室は、応急危険度判定士などの専門家や他自治体からの応援職員などの活動・待機場所として必要な設備を設置します。
- ・庁議室は、災害対策本部員の会議室として利用するとともに、災害対策室は防災関係機関が派遣するリエゾン(災害対応現地情報連絡員)の活動場所として活用します。
- ・既存庁舎の地階部分には災害用備蓄倉庫を設け、保管されている備蓄品や防災資機材を活用します。
- ・大規模災害時には、庁舎全体が機能転換し対応できるよう会議室をはじめ、各部署に必要な機能について検討します。

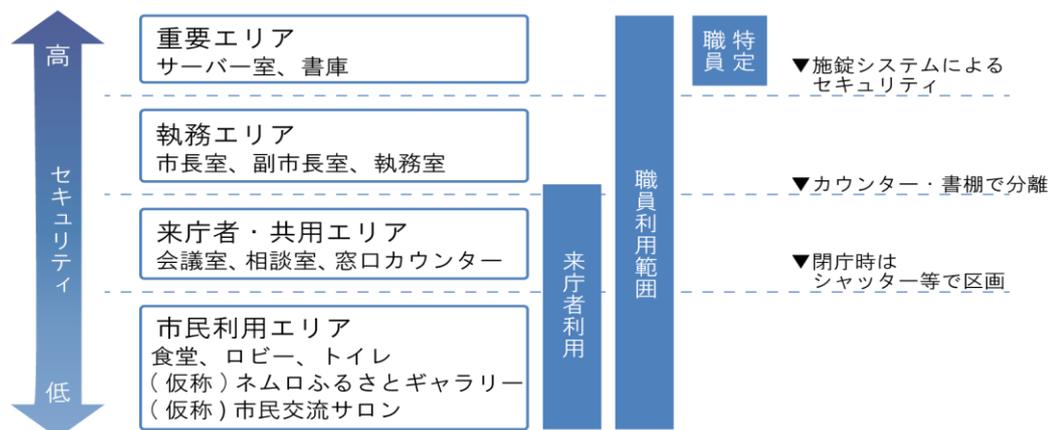
(2) 建物の長寿命化

- ・建物の構造体は、耐久性を高めるとともに、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用します。
- ・内装材、外装材及び防水材については、耐久性の高い材料や修繕、更新が容易な普及品などを積極的に採用し、施設の長寿命化を図ります。

(3) 防犯・セキュリティ機能

- ・庁内のセキュリティは、市民利用エリア、来庁者・共用エリア、執務エリア、重要エリアと重要度に応じた段階的なセキュリティレベルを設定し、適切なセキュリティ対策を講じます。
- ・出力機器類(プリンター、コピー機等)は、個人情報保護のため、職員以外の目に触れないよう執務室内に配置します。
- ・地下出入口、サーバー室や書庫の入退にはカードキーなどによるセキュリティシステムの導入について検討します。
- ・夜間や休日に来庁される利用者のために、地下出入口に隣接して守衛室を設置します。
- ・警備・防犯対策として、敷地内や庁舎建物内へ防犯カメラ等の設置について検討します。

【セキュリティレベルの設定事例】



(4) 構造種別

建物の構造種別には、大きく「木造（W造）」、「鉄筋コンクリート造（RC造）」、「鉄骨造（S造）」といった種類がありますが、新庁舎は規模が一定程度大きなことから、「木造（W造）」は不向きと判断し、「鉄筋コンクリート造（RC造）」もしくは「鉄骨造（S造）」の中から、下表のような検討を行いました。

新庁舎においては、利用する市民や職員に対して、できる限り支障となる柱や壁などをなくした利用しやすい「快適性」、また、施設（建物）を高強度で長く使用できるような「耐久性」、さらには、工事が複雑で特殊な工法とならないような「施工性」や「経済性」などについて十分に検討した結果、『鉄筋コンクリート造及びプレストレストコンクリート造（RC+PC造）』で設計を進めます。

【構造種別の比較】

上部構造種別	概要図	種別概要	適用スパン	施工性	耐久性	市内経済波及性	工期コスト
SRC+S造 (鉄骨鉄筋 コンクリート造 + 鉄骨造)		在来工法の鉄骨、鉄筋及びコンクリートで構成される構造	10 ～ 20m	△	△ 錆止等考慮することにより耐久性確保	△	○
RC+PC造※9 (鉄筋 コンクリート造 + 一部プレストレスト コンクリート造)		鉄筋コンクリートと同様の工法で、PC鋼線※11を入れることで長スパンに対応した構造	15 ～ 30m	△	◎ 基準強度により耐久性確保 F _c =36： 約200年	○	○
PCaPC造※10 (プレキャスト プレストレスト コンクリート造)		柱と梁を工場にて制作し、現場で組み上げる構造	15 ～ 30m	△	◎ 基準強度により耐久性確保 F _c =36： 約200年	△	△
S造 (鉄骨造)		在来工法の鉄骨のみで構成される構造	10 ～ 20m	○	△ 錆止等考慮することにより耐久性確保注2	△	◎
RC造 (鉄筋 コンクリート造)		在来工法の鉄筋とコンクリートで構成される構造	10m 注3	○	◎ 基準強度により耐久性確保 F _c =36： 約200年	○	◎

注2：庁舎建設地は沿岸地域のため潮風の影響を強く受けることから、S造（鉄骨造）に関しては、RC造（鉄筋コンクリート造）に比べて長期耐久性が劣るため新庁舎の構造種別としては不向きです。

注3：新庁舎では、フレキシブル性の向上を図るためスパンを大きくする計画としていることから、RC造（鉄筋コンクリート造）に関しては、適応可能スパンが10mと短いため新庁舎の構造種別としては不向きです。

※9 プレストレストコンクリート造：鉄筋コンクリートに圧縮力を加えた構造
 ※10 プレキャストコンクリート造：工場で作成した鉄筋コンクリートを打設し、現場に運んで組み上げる構造
 ※11 PC鋼線：プレストレストコンクリートに圧縮力を加えるための高強度の鋼材

第5章 新庁舎の施設計画

1 新庁舎の建設位置と規模

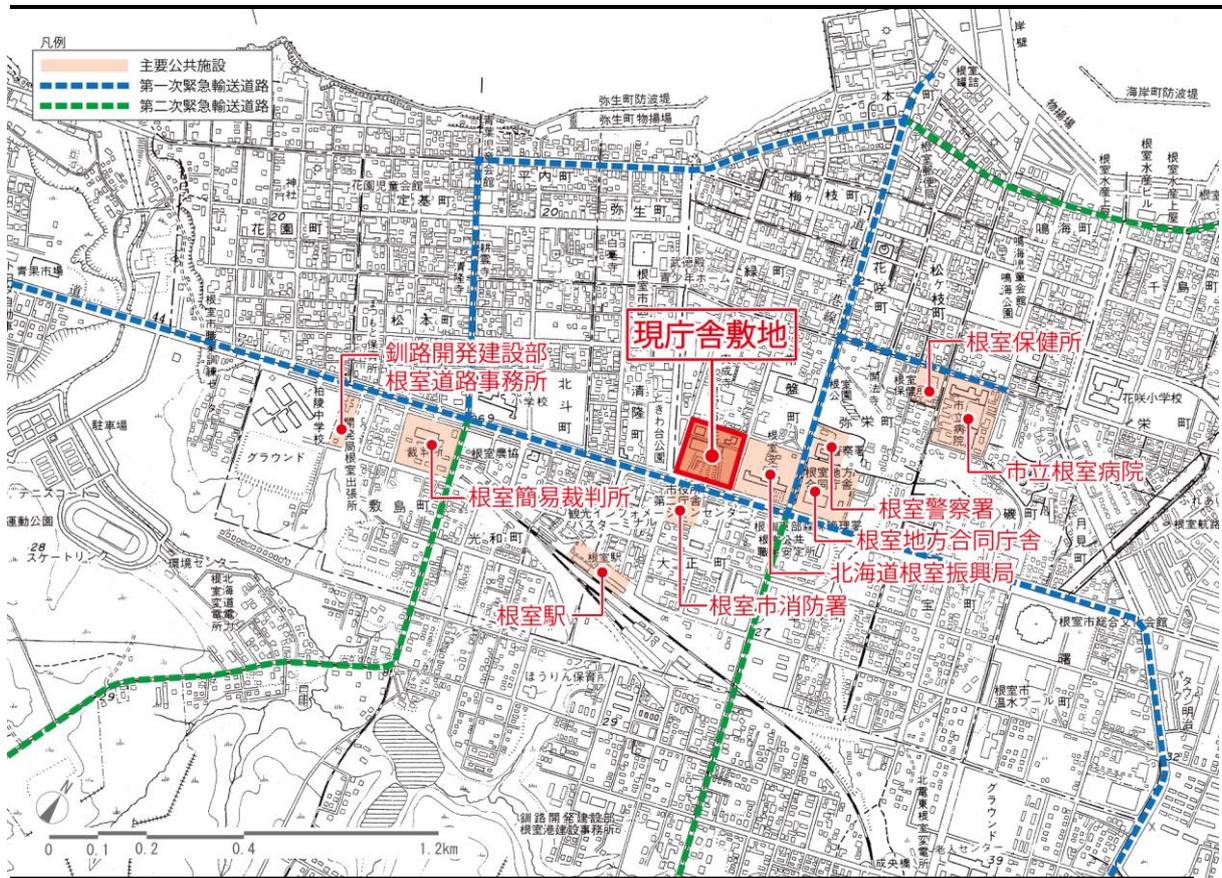
1-1 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設位置は、

- ・ 主要な行政機能と隣接し連携が図りやすいこと
- ・ 公共施設、商業施設、医療施設が集積し市民の利便性が高いこと
- ・ 非常時の輸送や移動支障が少ない緊急輸送道路に面していること
- ・ 津波浸水予想地域外であること
- ・ 非常時に職員が参集しやすいこと

などを理由に、基本構想において、『**現庁舎敷地**』に決定しました。

【新庁舎建設位置図】



建築概要

所在地	根室市常盤町2丁目27番地	敷地面積	11,943 m ²
用途地域	商業地域	指定建ぺい率	80%
指定容積率	400%	前面道路幅	国道44号 18m
防火指定	なし	日影制限	なし

1-2 新庁舎の建設規模

新庁舎の規模は、社会情勢や市民ニーズの変化による行政組織の見直しにも対応できるよう配慮するとともに、諸室の効率化、多機能化を図り、機能的でコンパクトな庁舎を目指します。

(1) 規模算定の基本指標

新庁舎の必要面積を算定するための基本指標として、「想定職員数」及び「想定議員数」を以下のとおり整理します。

① 想定職員数

新庁舎が供用開始となる令和6年(2024年)の想定職員数は、令和2年(2020年)5月1日現在の本庁舎に在籍する職員300人から、期間が限られているなどの要因を除いた職員数293人と新庁舎へ集約する社会教育課職員6人を合わせた299人を基準とします。

【市役所庁舎に勤務予定の想定職員数】

部名など	特別職	部長職	課長職	担当職	職員計	その他	合計
市長・副市長・教育長	3				3		3
総合政策部		1	1	6	8		8
総務部		1	4	38	43		43
北方領土対策部		1	1	3	5		5
市民福祉部		1	5	61	67		67
水産経済部		1	4	19	24		24
建設水道部		1	5	44	50		50
会計課		1		4	5		5
議会事務局		1	1	2	4		4
監査委員事務局			1	1	2		2
選挙管理委員会事務局				1	1		1
農業委員会事務局				2	2		2
公平委員会				1	1		1
教育委員会		1	3	14	18		18
会計年度任用職員、 外郭団体他						66	66
合計	3	9	25	196	233	66	299

② 想定議員数

議員数は「根室市議会議員定数条例」で定める議員定数の16人を基準とします。

(2) 必要面積の算定

必要面積の算定にあたっては、(1)で想定した職員数等を踏まえ、総務省の「地方債同意等基準」と国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定のほか、近年、道内を中心に建設された庁舎及び建設中の庁舎の規模を一つの目安に検討を行いました。

① 総務省「地方債同意等基準」に基づく算定

総務省の令和2年度(2020年度)地方債同意等基準運用要綱では、「入居職員数×職員1人あたり面積(40.8㎡)」で求められる面積を上限に起債対象事業費の算出を行うことから、当市の状況を当てはめると以下のとおりとなります。

$$\text{入居職員数}^{\text{注4}} : 206(\text{人}) \times \text{基準面積} : 40.8(\text{m}^2) = 8,404.8 \text{ m}^2$$

注4：入居職員数は、勤務する職員数233人から特別職3人と公営企業会計職員24人を除いた人数となります。

② 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定

国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」による新庁舎の床面積は下表のとおり7,433.8㎡と算出されます。

【「新営一般庁舎面積算定基準」による新庁舎の面積(国土交通省)】

区分	職員数(A)	換算率(B)	換算人員(C=A×B)	単位床面積(D)㎡/人	床面積(E=C×D)㎡	
事務室	理事者	3	10.0	30.0	4.0	120.0
	部長職	9	2.5	22.5	4.0	90.0
	課長職	25	2.5	62.5	4.0	250.0
	係長職	62	1.8	111.6	4.0	446.4
	一般職員(技師)	14	1.7	23.8	4.0	95.2
	一般職員(事務)等	186	1.0	186.0	4.0	744.0
執務面積 小計①		299		441.7		1,745.6
		執務面積割増 小計①の10%				174.5
会議室等	職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡				116.0	
	会議室の面積割増 10%				12.0	
電話交換室	換算職員が240~320				40.0	
倉庫	事務室面積×13% (1,745.6×0.13) ※執務面積割増除く				226.9	
宿直・庁務員室	宿直室10㎡+3.3㎡、庁務員室10㎡+1.65㎡				24.9	
湯沸室	標準6.5㎡~13㎡ (13㎡×5F)				65.0	
受付及び巡視溜	最小6.5㎡				6.5	
便所・洗面所	職員数×0.32㎡/人 (299×0.32)				95.6	
売店	職員数×0.085㎡/人 (299×0.085)				25.4	
食堂・喫茶室	職員250人以上				118.0	
附属面積 小計②					730.3	
業務支援機能	書庫、印刷室、サーバー室、待合室、各種会議室等				800.0	
災害対応機能	防災対策室、防災機器室等				220.0	
議会機能	平成22年度(2010年度)地方債同意等基準適用 35㎡/人×16人=560㎡				560.0	
福利厚生機能	更衣室135㎡(0.45㎡×299)、休養室120㎡(0.4㎡×299)				255.0	
市民交流機能	多目的・市民交流スペース				200.0	
固有業務面積 小計③					2,035.0	
機械室	冷暖房の場合有効面積3,000㎡以上				547.0	
電気室	冷暖房の場合、高圧受電3,000㎡以上				96.0	
自家発電室					29.0	
設備関係面積 小計④					672.0	
玄関、廊下など	(小計①+②+③+④=5,182.9㎡)×0.40 ※執務面積割増除く				2,073.1	
運転手詰所	1.65㎡×2名				3.3	
交通・車庫部分 小計⑤					2,076.4	
合計					7,433.8	

③ 他自治体における庁舎建設事例に基づく算定

近年、庁舎を建設中または建設を終えた他自治体の中で、当市と類似する他自治体における職員1人あたりの床面積をもとに算出した面積は以下のとおりです。

自治体名	人口 (平成31年3月末)	延べ床面積 ^{注5}	職員数 (入居者数)	職員1人 あたりの面積	建設年
幕別町	26,716人	5,217.6㎡	171人	30.5㎡/人	H27
北広島市	58,462人	10,460.7㎡	408人	25.6㎡/人	H29
士別市	18,788人	4,336.0㎡	184人	23.6㎡/人	R2
美幌町	19,316人	4,738.2㎡	188人	25.2㎡/人	R2 予定
砂川市	16,912人	5,760.3㎡	186人	31.0㎡/人	R3 予定
平均	28,038人	6,102.6㎡	227人	26.8㎡/人	

注5：面積は、公表されている面積による(予定面積を含む)。

$$\text{入居職員数：299(人)} \times \text{職員1人あたり平均面積：26.8(㎡/人)} = 8,013.2 \text{㎡}$$

以上の結果より、新庁舎の規模については、基本構想の段階で7,000～8,000㎡程度を想定しておりましたが、

- ①総務省「地方債同意等基準」による庁舎規模 8,404.8㎡
- ②国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による庁舎規模 7,433.8㎡
- ③他自治体における庁舎建設事例による庁舎規模 8,013.2㎡

を参考にしながらも、今後予想される人口減少の影響なども考慮し、コンパクトな庁舎とする必要があります。

そのため、行政運営の見直しや、スペースの効率化を図るなど、面積の縮減に努めることにより、新庁舎の規模を『7,000～7,500㎡』と想定します。なお、新庁舎の規模は今後、基本設計を進める中で、さらに精査して最終決定します。

また、庁舎規模を7,000～7,500㎡とした場合、当市の職員1人あたりの面積は23.4～25.0㎡/人となり、他自治体と比較しても低い水準となっています。

自治体名	人口 ^{注6} (平成31年3月末)	延べ床面積	職員数 (入居者数)	職員1人 あたりの面積	建設年
根室市	25,735人	7,000～7,500㎡	299人	23.4～25.0㎡/人	R6 予定

注6：新庁舎が供用開始となる令和6年(2024年)の根室市の人口については、根室市役所庁舎建替基本構想において23,000人と仮定しています。

本計画における新庁舎の想定規模 7,000～7,500㎡ ^{注7}

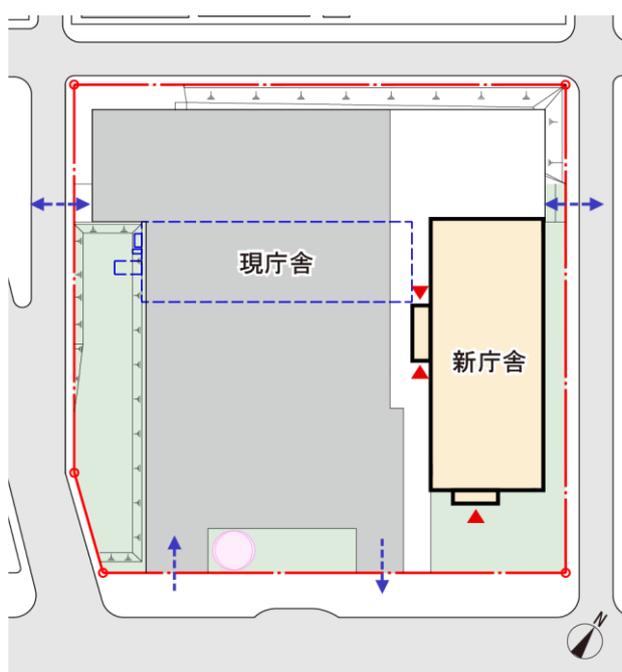
注7：上記のほか、既存庁舎の地階を再利用し、約1,000㎡の倉庫、書庫、災害備蓄倉庫として活用します。

2 配置計画

2-1 新庁舎の配置検討

新庁舎の配置については、A案（敷地東側）、B案（敷地南東側）、C案（敷地北側）、D案（敷地中央）の4つの案について比較を行い、駐車場アクセスおよび形状、建設工事、工事中の影響のほか、災害時の敷地利用も含めた配置検討を行った結果、『**A案（敷地東側）**』で設計を進めることとします。

A案（敷地東側）

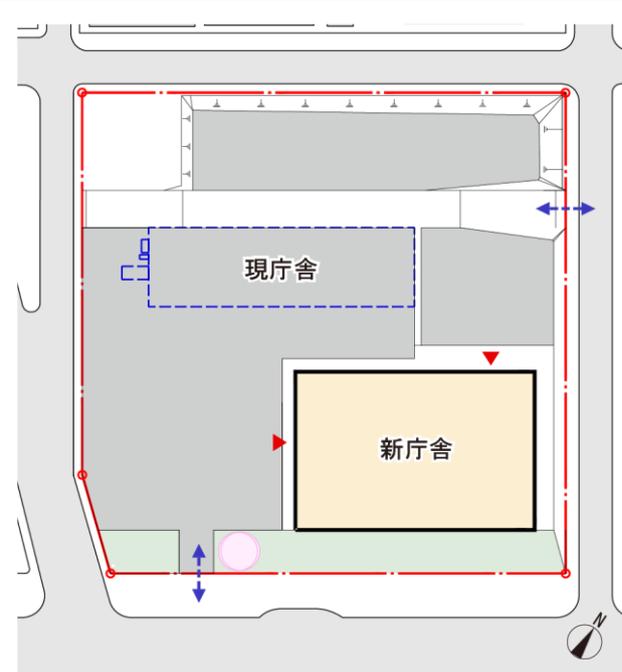


【施工期間中】



駐車場 アクセス	◎	・国道44号に広く面し、 出入口を2カ所設けることが可能。
駐車場 形状	◎	・広い駐車場による多目的利用が可能。 ・整形なため、除雪作業が容易。
建設 工事	○	・敷地東側の高低差を利用した建設により、掘削を抑える。 ・造成範囲が少ない。
工事中 の影響	○	・来庁者が安全にアプローチしやすい。 ・来庁者駐車場を現状と同程度確保可能。

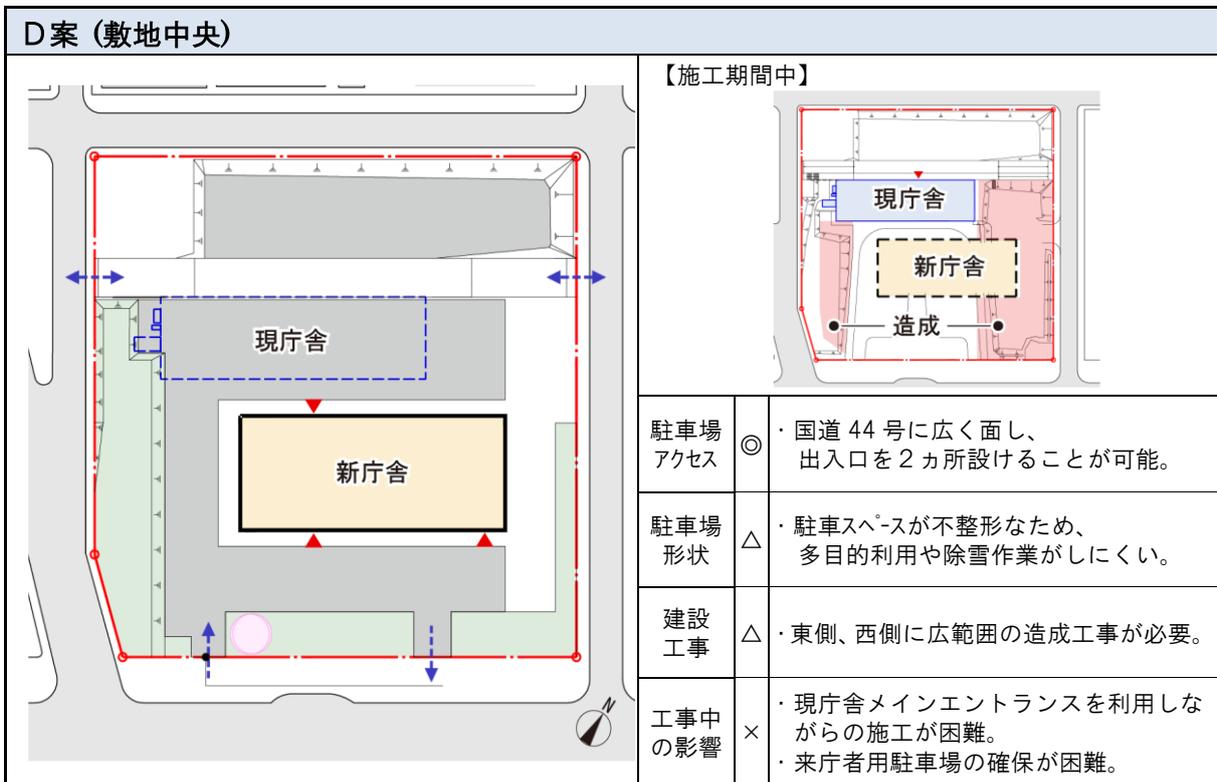
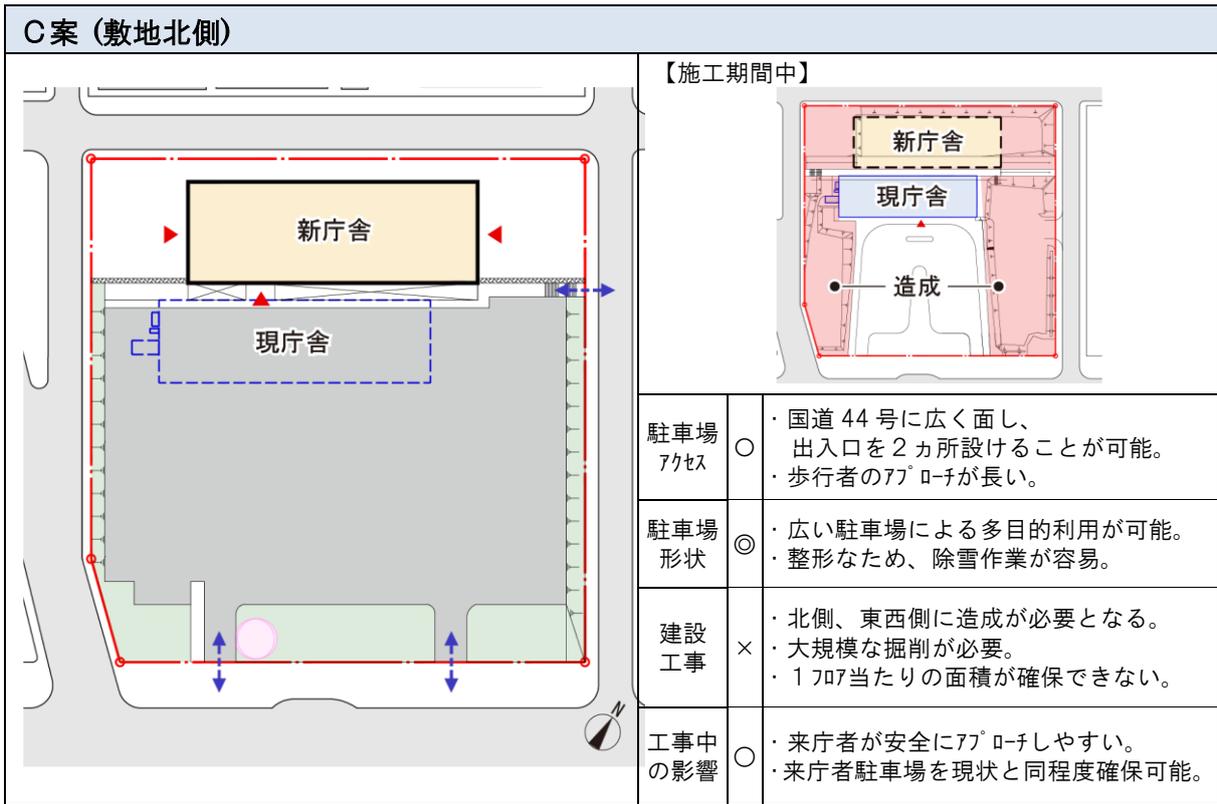
B案（敷地南東側）



【施工期間中】



駐車場 アクセス	△	・国道44号に面する部分が狭く、 出入口が1カ所のみとなる。
駐車場 形状	△	・駐車スペースが不整形なため、 多目的利用や除雪作業がしにくい。
建設 工事	△	・西側に広範囲の造成工事が必要。
工事中 の影響	△	・来庁者が安全にアプローチしにくい。 ・来庁者用駐車場の確保が困難。



2-2 新庁舎の配置方針

仮庁舎は設置せず、現庁舎を使用しながら新庁舎の建設に着手できる配置とし、現庁舎の地階を残すことで書庫や災害用備蓄倉庫等として利用するほか、地階上部は駐車場として有効活用します。

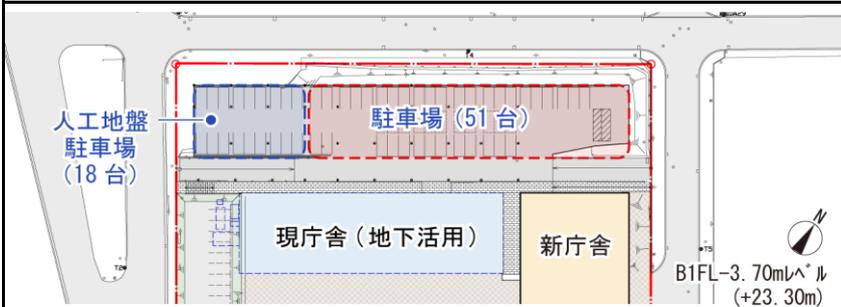
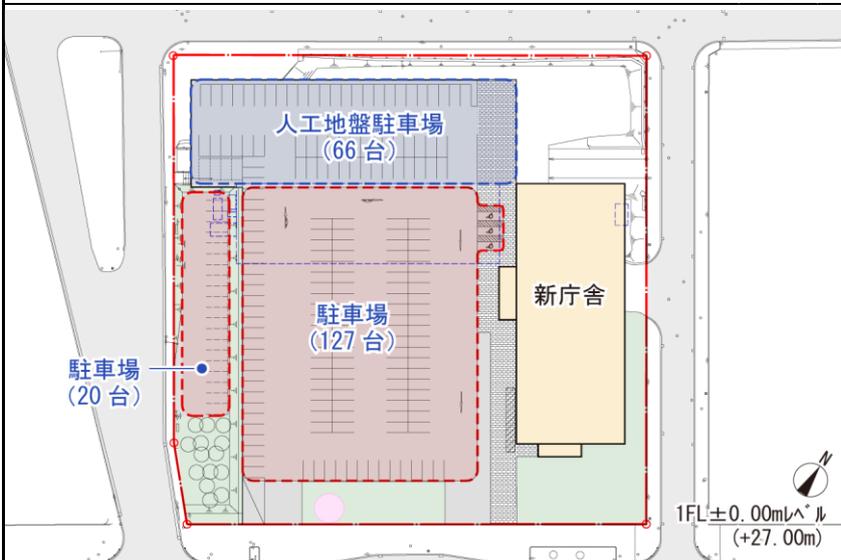
また、基本構想で掲げた来庁者用の駐車台数を100台以上確保するとともに、国道44号からの人や車の出入りについては安全性に配慮したものとし、新庁舎に隣接して設置する障がい者優先駐車場から庁舎入口に至る通路部分には庇を設けるなど、市民の利便性の向上を目指します。

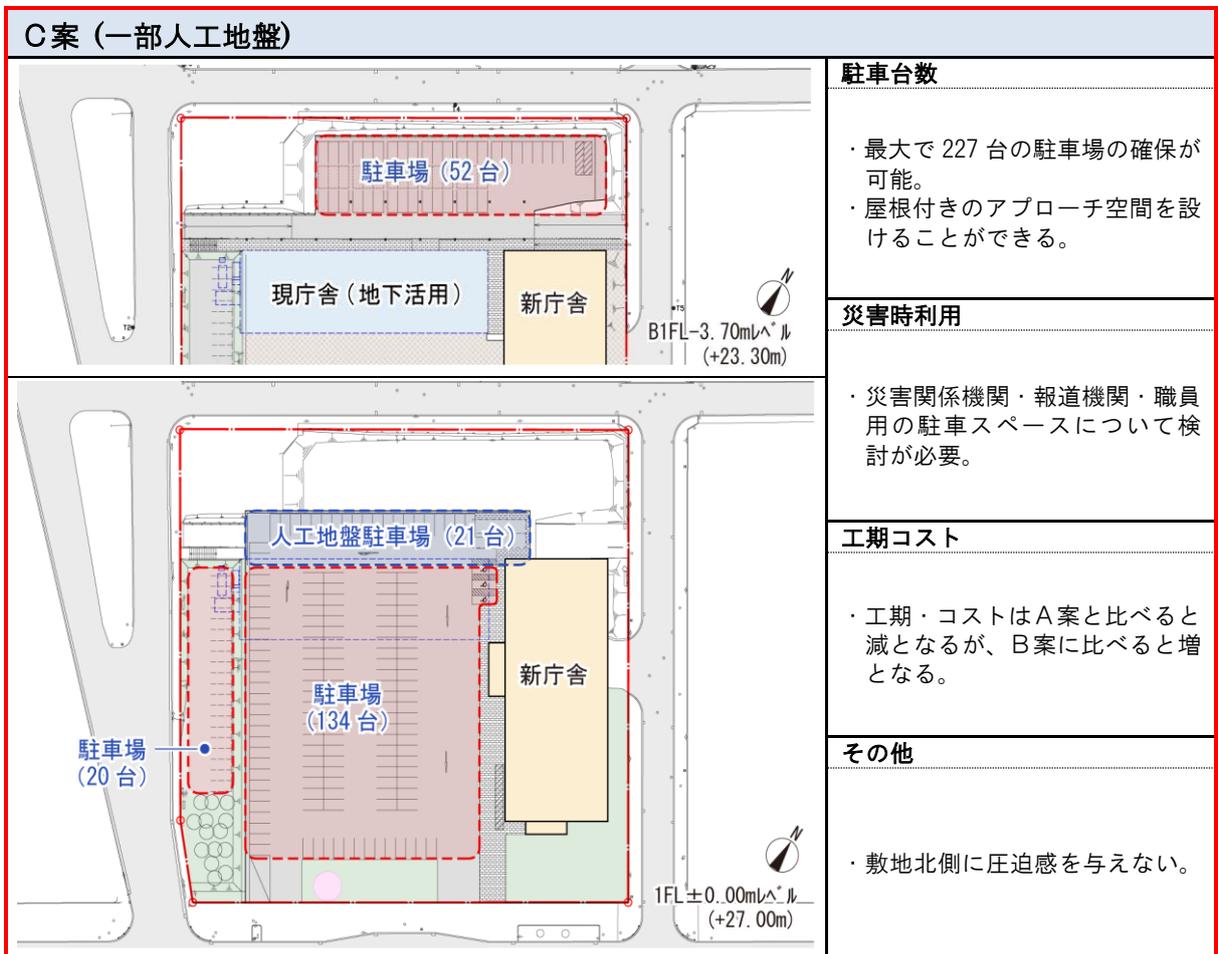
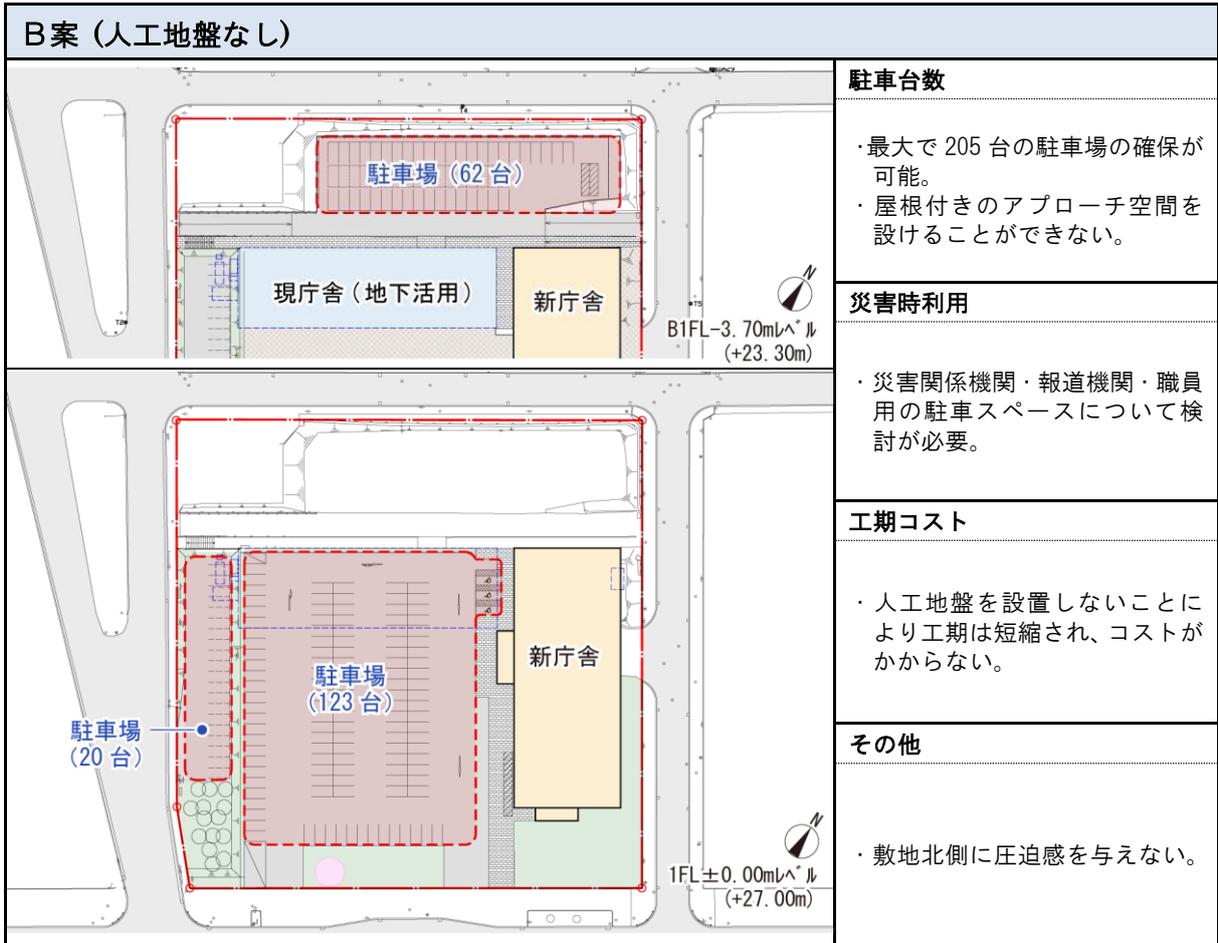
そのほか、庁舎の出入口は複数箇所に配置し、冬季に予想される北からの強風にも庁舎へ出入りしやすい施設計画とするとともに、庁舎建設工事期間もできるだけ多くの来庁者用駐車場を確保するため事前に造成工事を行うなど、来庁者の安全を考えながら工事が行える配置とします。

2-3 新庁舎の駐車場計画

駐車場の整備にあたっては、来庁者用として100台以上、公用車・職員用としてそれぞれ70台程度の駐車場を確保する必要があります。

そのため、庁舎北側に人工地盤を設置するA案と人工地盤を設置しないB案、北側の一部に人工地盤を設置するC案について比較を行い、必要な駐車台数240台の確保や、コスト面なども含め総合的に判断した結果、『C案（一部人工地盤）』をベースとして更に詳細について検討を行います。

A案（人工地盤あり）	
	<p>駐車台数</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大で282台の駐車場の確保が可能。 屋根付きのアプローチ空間を設けることができる。 <p>災害時利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策用に十分に広いスペースが確保可能。
	<p>工期コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工地盤の工事範囲が増すため、工期・コストがかかる。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地北側にある擁壁が崩れないよう、構造上の検討が必要。 敷地北側に圧迫感が生じる。



3 階層構成

新庁舎は地上4階・地下1階とし、既存庁舎の地階を書庫や災害用備蓄倉庫などとして有効に活用します。

また、平常時から災害時へ関係諸室が転用できる機能を検討するとともに、関係機関と連携した情報収集や災害対応がスムーズに行うことのできる配置とします。

3-1 平常時の階構成

窓口機能や相談機能など市民の利用頻度が高い部署は、利便性を考慮して1階を中心とした低層階へ配置します。

同一部に属する課はできるだけ同一フロアに配置し、事務効率の向上を図るものとし、関連性のある部署は、できるだけ近接した場所へ配置します。

議会機能は、議場の空間を確保しやすい最上階に配置し、議会関連諸室を含めた効率的な配置とします。

各階構成イメージ（平常時）^{注8}



4階	<p>【議会機能】（議場、議会諸室）、【市民交流機能・食堂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場、委員会室などの議会関連諸室や食堂のほか、（仮称）市民交流サロンなどの交流機能の充実に努め、市民に開かれた空間となるようゾーニングに配慮します。 		
3階	<p>【行政事務機能】【執行部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長室、副市長室などを設置するほか、企画・総務・教育関連部署の配置を予定します。 ・会議、打ち合わせの場として、庁議室、災害対策室を設置します。 		
2階	<p>【行政事務機能】【大会議室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議形態や利用人数に合わせて柔軟に対応できる大会議室を設置します。 ・土木建設・産業振興関連部署の配置を予定します。 		
1階	<p>【市民窓口機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に市民が利用する各種申請や証明書を発行する窓口部署や福祉・子育て関連部署の配置を予定します。 ・（仮称）ネムロふるさとギャラリーを設置し、情報発信スペースとしての活用をはじめ、行政の臨時業務や休日利用などの多目的な利用について検討します。 		
既存地下1階	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・書庫や備蓄倉庫として日常の業務に必要なとなる書類や物品の保管場所とします。 </td> <td style="width: 50%;"> <p>地下1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械室、電気室など庁舎管理に必要な機器等の設置場所とします。 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・書庫や備蓄倉庫として日常の業務に必要なとなる書類や物品の保管場所とします。 	<p>地下1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械室、電気室など庁舎管理に必要な機器等の設置場所とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・書庫や備蓄倉庫として日常の業務に必要なとなる書類や物品の保管場所とします。 	<p>地下1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械室、電気室など庁舎管理に必要な機器等の設置場所とします。 		

注8：部署の配置については、本階構成イメージを基本に検討を行い、基本設計において決定します。

3-2 災害時の階構成

災害発生時には、速やかに災害対策本部を設置し、災害情報の収集・発信など本部内における情報共有を図り、スムーズな災害応急活動を行うため、市長室や災害対策本部の事務局となる防災担当部署を同一フロアに配置します。

また、市民や観光客等が庁舎に避難した場合に備え、ロビー等は一時的な避難スペースとして活用するほか、様々な災害情報を提供する機能を備えるものとします。

各階構成イメージ（災害時）



4階	<p>【関係機関職員・災害対応職員等休憩スペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時避難スペースとしての活用や災害応急活動を行う防災関係機関や他の自治体からの応援職員、災害対応職員の休憩場所等、災害の規模や状況に応じた柔軟な利用について検討します。 			
3階	<p>【災害対応フロア（災害対策本部機能）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長（市長）、副本部長（副市長）や災害対策本部の事務局を配置するとともに、庁議室を災害対策本部会議室として使用し、災害情報の一元化・共有化を図ります。 災害対策室を防災関係機関が派遣するリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の活動場所として使用し、災害対策本部との一体的な運用について検討します。 市民への迅速かつ正確な情報発信を行うため、防災無線などを配置する防災関連機器室を設置します。 			
2階	<p>【災害対応フロア（復旧・復興機能）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動に関連のある部署を配置し、災害発生時に速やかに活動ができる体制について配慮します。 大会議室は、初動期においては一時避難スペースとして開放し、応急対応期においては、応急危険度判定士などの専門家や他の自治体から派遣された災害応急活動を行う応援職員等の活動・待機場所の活用などを想定します。 			
1階	<p>【災害対応フロア（市民支援機能）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ロビーや（仮称）ネムロふるさとギャラリーは、初動期においては一時避難スペースとして開放し、応急対応期においては、罹災証明書の発行や生活再建支援相談など、災害時における臨時窓口として利用するとともに、停電時においては携帯電話やスマートフォン等の充電コーナーの設置ができる機能を検討します。 			
既存地下1階	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保管されている備蓄品や防災資機材などの活用を図ります。 </td> <td>地下1階</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電や受水槽等のライフライン途絶に対応できる機能を検討します。 </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 保管されている備蓄品や防災資機材などの活用を図ります。 	地下1階	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電や受水槽等のライフライン途絶に対応できる機能を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 保管されている備蓄品や防災資機材などの活用を図ります。 	地下1階	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電や受水槽等のライフライン途絶に対応できる機能を検討します。 		

4 外構・景観計画

4-1 外構計画

新庁舎周辺の外構は、安全性を考慮しながら、市民が使いやすいよう以下のとおり計画します。

- ・新庁舎の西側に大きく開けた整形な駐車場を設けることで、除雪がしやすい外構計画とします。
- ・駐車場の周囲には車両の落下防止柵を設置するとともに、冬季に想定される北からの強風対策として防風柵を設置します。
- ・来庁者の安全を確保するため、国道44号から庁舎入口まで歩行者用通路を設置します。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、段差がなく見通しの良いアプローチ通路や視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- ・夜間に暗がりが生じないように敷地内に屋外灯を設置します。

4-2 景観計画

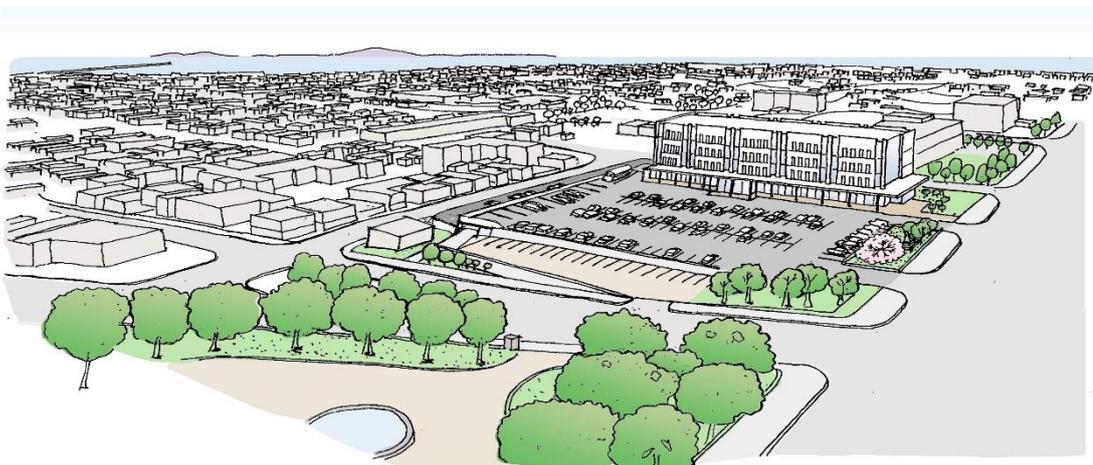
新庁舎の景観は周辺環境や地域全体の景観等を踏まえ、以下のとおり計画します。

- ・国道44号からの視認性をはじめ様々な方向から見た場合の庁舎の外観などを考慮した景観計画とします。
- ・庁舎建物は圧迫感を感じさせないような色彩や素材の検討を行います。
- ・外観は、周辺環境との調和を考慮したデザインとします。
- ・庁舎前庭の駐車場入口付近にあるチシマザクラは、シンボルツリーとして残します。
- ・敷地内にある他のチシマザクラやシコタンマツをはじめとする既存樹木については、樹木医の診断を仰ぎ移植、伐採の検証を行います。
- ・ときわ台公園から根室振興局にかけて、国道44号沿いの緑豊かな景観の連続性に配慮します。

【庁舎前庭のチシマザクラ】



【鳥瞰イメージ】



第6章 新庁舎の事業計画

1 事業手法

新庁舎建設の事業手法については、基本構想において、民間資金を活用した社会資本整備方式（PFI方式）なども念頭に検討した結果、主要財源と事業スケジュールへの影響、地元企業の参画しやすさや市の意向の反映しやすさなどの観点から、設計と施工を分離して発注する『**分離発注方式**』により進めることとしました。

【事業手法概要】

事業手法	事業構成図	業務範囲			
		基本設計	実施設計	監理・施工	維持管理
分離発注方式 設計、施工、維持管理などの実施企業をそれぞれ別々に選定・発注し、個別に業務を実施していく手法。		基本・実施		監理 施工	維持管理

2 概算事業費

新庁舎の概算事業費は、道内の庁舎建設事例などを参考に、1㎡あたりの建設工事費を57～60万円と設定し、以下の金額を見込みます。

なお、建設費はここ数年上昇を続けており、今後さらに増加することも予想されます。設計段階において、延べ床面積を精査し、コンパクトで合理的な庁舎とするとともに、構造や設備においてもコスト縮減につながる手法を検討し、事業費の縮減に取り組みます。

【概算事業費】

項目	金額	備考
建設工事費	39.9億円～45.0億円	新庁舎本体の建設工事費（7,000㎡～7,500㎡）
外構工事費	2.3億円	駐車場・人工地盤整備、植栽整備
解体・改修工事費	2.3億円	現庁舎の解体、改修（1,000㎡）
その他経費	8.9億円	調査設計費、移転費、ネットワーク整備費、車庫整備費、備品購入費
合計	53.4億円～58.5億円	

【道内他自治体における庁舎建設工事費の事例】

自治体名	建設工事費	延べ床面積	1㎡あたりの建設工事単価	建設年	備考
砂川市	3,602,000千円	5,932.15㎡	607千円/㎡	令和3年3月予定	実施設計
岩見沢市	6,153,000千円	10,719.91㎡	574千円/㎡	令和3年11月予定	実施設計
深川市	3,410,000千円 ～4,030,000千円	約6,200㎡	550千円/㎡ ～650千円/㎡	令和5年予定	基本計画

3 財源計画

新庁舎建設事業の主な財源は、国の地方財政措置である「公共施設等適正管理推進事業債」の市町村役場緊急保全事業（充当率 90%、交付税措置対象分 75%、交付税措置率 30%）の活用と、起債充当後の残り 10%の事業費や対象外経費等については防災対策基金の利用を予定しています。

なお、今後、各種機能を整理していく中で、補助金等の活用による自己資金の抑制と事業に即した財源確保に努めます。

【財源内訳】

財源	金額	備考
一般財源	9.0 億円～9.5 億円	防災対策基金等
地方債	44.4 億円～49.0 億円	市町村役場緊急保全事業
合計	53.4 億円～58.5 億円	

【市の負担額】

◎総事業費が 53.4 億円の場合

総事業費 53.4 億円（起債対象経費 49.3 億円・対象外経費 4.1 億円）	
地方債 44.4 億円	市の自主財源 9.0 億円
地方交付税措置額 10.9 億円	市の負担額 42.5 億円

※事業費とは別に地方債借入に伴う利子（1.9 億円）が発生します。

※元利均等償還では 5 年据置後、25 年償還で年間償還額は 1.8 億円（うち地方交付税措置額 0.45 億円）となります。

◎総事業費が 58.5 億円の場合

総事業費 58.5 億円（起債対象経費 54.4 億円・対象外経費 4.1 億円）	
地方債 49.0 億円	市の自主財源 9.5 億円
地方交付税措置額 12.1 億円	市の負担額 46.4 億円

※事業費とは別に地方債借入に伴う利子（2.1 億円）が発生します。

※元利均等償還では 5 年据置後、25 年償還で年間償還額は 2.0 億円（うち地方交付税措置額 0.5 億円）となります。

4 事業スケジュール

今後のスケジュールは、令和2年度（2020年度）に基本計画・基本設計を策定し実施設計に着手、令和3年度（2021年度）に実施設計を策定、令和4年度（2022年度）に建設工事に着手し、令和6年度（2024年度）に新庁舎の供用開始を目指します。

その後、令和6年度（2024年度）より現庁舎の解体、駐車場整備などの外構工事に着手します。

事業スケジュール^{注9}

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
設計業務	基本構想	基本計画 基本設計	実施設計			
建設工事				建設工事		
その他						供用開始 外構・解体 工事等 令和6年度以降

注9：事業スケジュールは進捗状況により変更となる場合があります。